

令和 6 年 12 月議会

教育こども委員会報告資料

○第 6 次福岡市子ども総合計画（原案）について

第 6 次福岡市子ども総合計画（原案）・・・・・・・・・・資料 1

第 6 次福岡市子ども総合計画の成果指標について・・・参考資料

○庁用自動車による事故報告について（第一報）

事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2

こども未来局

第6次 福岡市子ども総合計画 (原案)

福岡市

目 次

第1章 計画総論	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間.....	5
4 計画の対象	5
5 これまでの経過.....	6
(1)国の動き	6
(2)福岡市の取組み	10
(3)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り.....	12
6 計画の基本的な考え方	28
(1)基本理念	28
(2)基本的視点	29
(3)基本目標.....	30
(4)計画の進捗管理	31
第2章 計画各論	33
1 施策体系	35
2 基本目標ごとの施策の展開.....	36
目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	36
施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	36
施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり.....	40
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	48
施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	48
施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	56
施策5 相談支援体制と情報提供の充実.....	64
目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	70
施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	70
施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり.....	78
施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援.....	84
目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	90
施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	90
施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	98
施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援.....	106
施策12 子どもの貧困対策の推進	114

巻末資料（計画の検討経過）.....	121
1 検討経過.....	123
2 福岡市こども・子育て審議会	124
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等	127
4 子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ	128
5 関係団体へのヒアリング	129
6 「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」.....	130

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の世界共通の目標です。福岡市では、総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 1 章

計画総論

1 計画策定の趣旨

- 福岡市では、2000(平成12)年に「福岡市子ども総合計画」を策定して以降、子どもや子育て家庭のニーズ、社会環境の変化などを踏まえながら、5年ごとに計画の改訂を行い、子ども施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 近年における子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化として、核家族化や地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しているほか、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴い子育てにかかる支援ニーズが増加・多様化しています。また、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもや若者が抱える悩みなどは多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 2023(令和5)年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、すべての子どもの権利の尊重や子ども施策への当事者意見の反映などの取組みが一層求められているところです。
- さらに、全国的に少子化が進行し、福岡市においても出生数が減少傾向にある中、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方を尊重したうえで、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、少子化対策に取り組む必要があります。
- 「第6次福岡市子ども総合計画」は、これまでの取組みの進捗状況や現状と課題に加え、こうした社会環境の変化なども踏まえながら、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進していくために策定します。

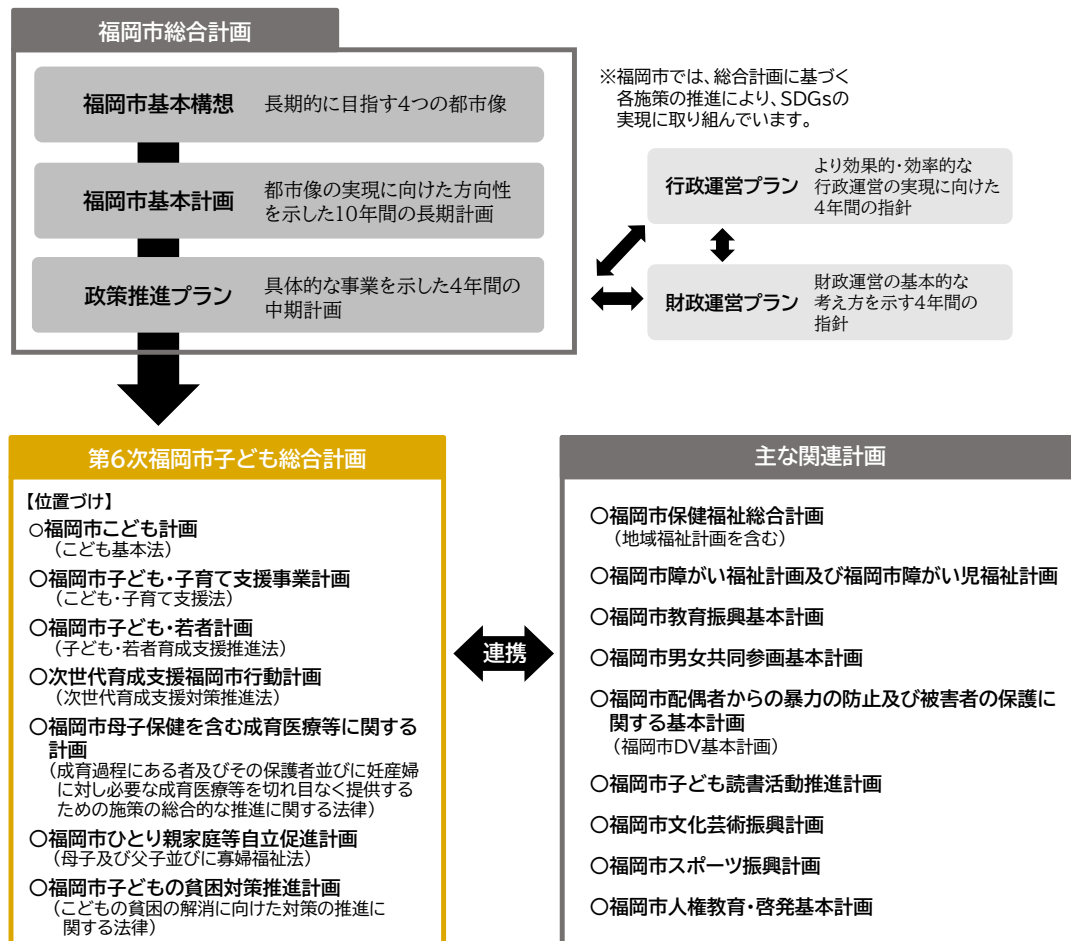
2 計画の位置づけ

○この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、福岡市における子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。

○この計画は、下記計画として位置付けます。

- ・こども基本法第10条第2項に基づく「福岡市こども計画」
- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
- ・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「福岡市母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

○この計画の推進にあたっては、「福岡市保健福祉総合計画（地域福祉計画を含む）」や「福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との連携を図ります。



3 計画期間

2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度までの5年間

4 計画の対象

○この計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

※この計画において、「子ども」とは0歳からおおむね18歳未満の者、「若者」とはおおむね18歳から40歳未満の者としつつ、こども基本法第2条において、『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとします(但し、法令等において対象者の年齢が定められているものを除きます)。

5 これまでの経過

(1)国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994(平成6)年4月、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を日本が批准しました。
- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)が制定されました。
- 2013(平成25)年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定が地方公共団体の努力義務とされました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。2018(平成30)年7月、都道府県社会的養育推進計画には子どもの権利擁護の取組みを盛り込むこととされました。
- 2022(令和4)年6月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が制定されました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003(平成15)年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 2003(平成15)年7月、少子化に対処する施策を推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、2010(平成22)年1月、「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- 2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”が制定され、2015(平成27)年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
- 2015(平成27)年3月、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への配慮などを重点課題とする「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 2016(平成28)年6月、希望出生率1.8の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革などの対策を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
- 2017(平成29)年3月、2022(令和4)年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとする「子育て安心プラン」が公表されました。
- 2017(平成29)年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化、待機児童解消など、社会保障制度を全世代型へ改革することとされ、「子育て安心プラン」は2020(令和2)年度末までに前倒しされました。
- 2019(令和元)年10月、急速な少子化の進行、幼児教育の重要性などに鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 2023(令和5)年12月、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、「こども未来戦略」が閣議決定され、「加速化プラン」として、2026(令和8)年度までの3年間で集中的に取り組む具体的な施策が盛り込まれました。
- 2023(令和5)年12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- 2009(平成21)年7月、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化を踏まえ、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。2010(平成 22)年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。
- 2016(平成28)年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者の支援などに重点的に取り組むこととされ、子ども・若者支援地域協議会の整備、総合的な相談体制やアウトリーチの充実などが盛り込まれました。
- 2018(平成30)年9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童解消のため新たな受け皿を整備すること、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することが目標として掲げられました。
- 2024(令和6)年6月、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されるとともに、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされました。

【児童虐待防止対策、社会的養育の推進に関すること】

- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、児童虐待防止法が制定されました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法、児童虐待防止法などが改正され、児童は家庭で養育されるべきこと(家庭養育優先原則)が明記されるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置など身近な市町村による在宅支援の強化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などの措置を講じることとされました。
- 2017(平成29)年8月、改正児童福祉法を具体化する工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもと家庭のニーズに応じた支援を構築することとされ、都道府県社会的養育推進計画には、在宅支援体制の強化、様々な支援メニューの充実、施設の機能転換や地域分散化などを盛り込むこととされました。
- 2019(令和元)年6月、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などが規定されました。
- 2022(令和4)年6月、児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、こども家庭センターの設置、支援を要するこどもや妊産婦等へのサポートプランの作成、訪問による家事支援等の事業の創設などが新たに盛り込まれました。

【子どもの貧困対策等に関すること】

- 2013(平成25)年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014(平成26)年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014(平成26)年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、父子家庭も法律の支援対象に位置づけられました。翌年に示された「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面について、ひとり親家庭に対する支援の一層の充実を図ることとされました。
- 2019(令和元)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在および将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、市区町村は、大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。
- 2019(令和元)年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組むこととされました。
- 2024(令和6)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

(2)福岡市の取組み

●2000(平成12)年1月

保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年4月、市民局に子ども部を創設しました。

●2002(平成14)年4月

学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。

●2005(平成17)年3月

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく地域行動計画として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画)」を策定しました。

●2005(平成17)年4月

次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。

●2010(平成22)年3月

「新・福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画(後期計画))」を策定しました。

●2015(平成27)年3月

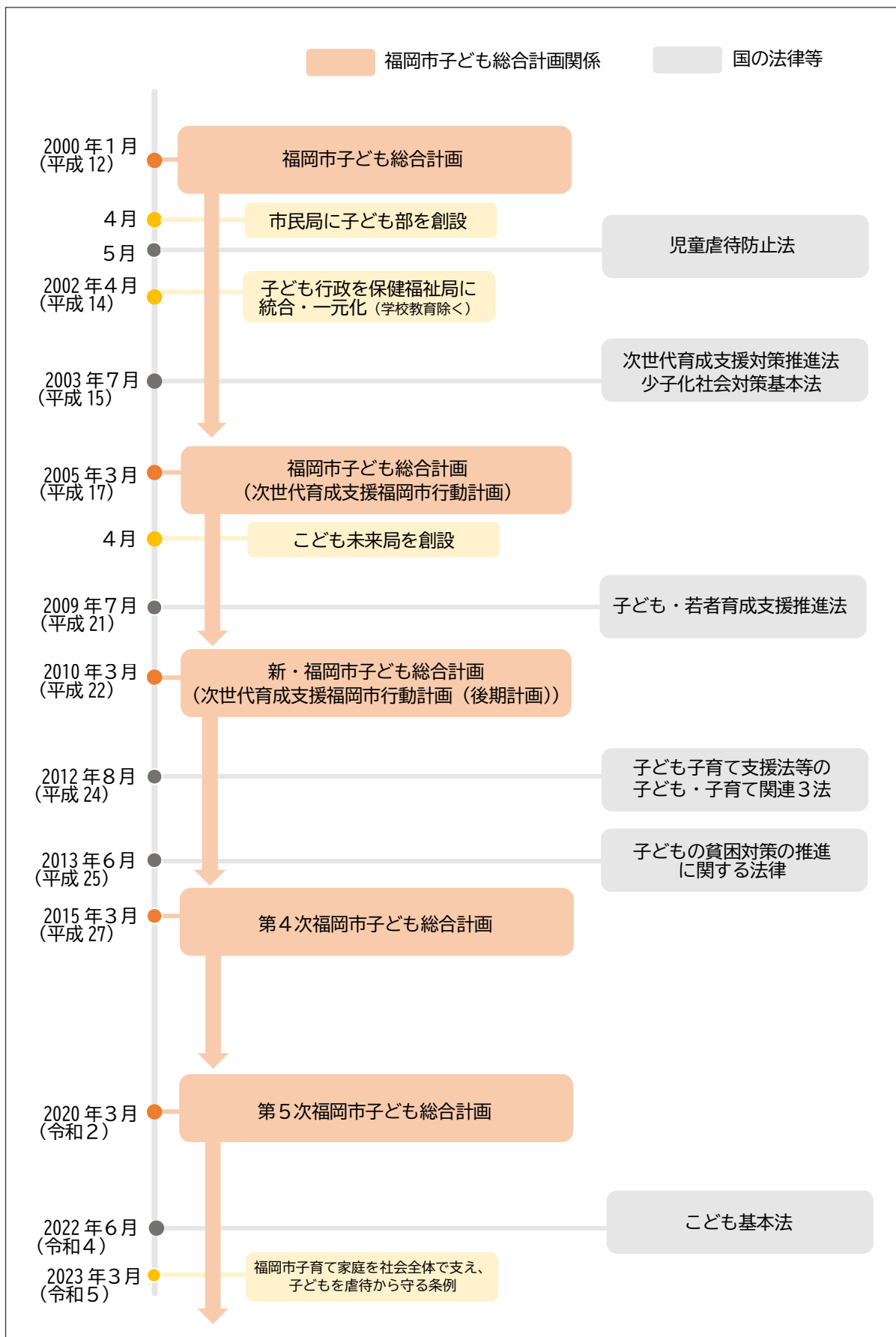
「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

●2020(令和2)年3月

「第5次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

●2023(令和5)年3月

子どもが心身ともに健やかに成長することができる「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市、関係機関及び地域住民等が一丸となって子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守るため、「福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。



(3)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り

- 「第5次福岡市子ども総合計画」では、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念として掲げ、「安心して生み育てられる環境づくり」、「子ども・若者の自立と社会参加」、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」という3つの基本目標のもと、全15の施策を総合的・計画的に推進しました。
- 計画に基づく施策の実施状況について、毎年度、福岡市こども・子育て審議会において点検・評価を行い、その結果を市のホームページに掲載し公表しました。
- 計画を策定した直後から新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども分野においては保育所等の臨時休園や学校の臨時休校、子育て支援施設の臨時休業などにより、子どもや保護者の外出や交流の機会が制限されるなど、市民生活に大きな影響が生じましたが、オンラインによる相談支援やオンライン授業の実施など、感染拡大の状況等に応じて柔軟に対応しながら、子育て家庭のニーズなどを踏まえ、子育て支援サービスを大幅に拡充してきました。

<主な取組み>

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や、産前・産後サポート事業の利用者負担の軽減、多胎児家庭に対する産後サポートの拡充、出産・子育て応援事業やおむつと安心定期便の開始など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しました。また、子どもを望む夫婦に対する相談支援や、不妊治療費及び不育症の検査・治療費の助成などに取り組みました。
- 保育の受け皿を確保し待機児童を解消したほか、病児・病後児デイケアの推進、保育所における障がい児・医療的ケア児の受入れ体制の強化など、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士の負担軽減や保育の質の向上、人材確保に取り組みました。
- 子育てにかかる不安や負担を軽減するため、子どもプラザの運営や地域における子育て交流サロンの開設・運営支援などを行うとともに、身近な場所で相談できる「地域子育て相談窓口」を開設しました。また、一時預かりや、ベビーシッター派遣の利用要件の緩和を行うとともに、新たに「福岡市型」こども誰でも通園制度を実施しました。
- 障がいの早期発見・早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施しました。また、新規受診児数の増加に対応するため、療育センター等の体制強化を図るとともに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みました。さらに、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無償化したほか、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡大しました。

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 放課後児童クラブの環境整備やわいわい広場の実施校数の拡大、中央児童会館における遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備などに取り組みました。
- 科学館や青少年施設、ミュージアム施設等において様々な体験機会を提供したほか、ミニふくおかの実施、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流の支援、小・中学校における職場体験学習やアントレプレナーシップ教育、ものづくり体験などに取り組みました。
- ひきこもりや非行など、困難な状況にある若者やその家族を支援するため、若者総合相談センター(ユースサポート hub)を開設し、民間支援団体等と連携したサポートを実施するとともに、地域において若者の居場所づくり活動を行う団体などへの支援を強化しました。
- 登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置したほか、一人ひとりの悩みや問題に応じて相談支援を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。また、関係機関などと連携し、障がいのある生徒の自立や社会参加などを支援しました。さらに、放課後等デイサービスや特別支援学校放課後等支援事業の利用者負担を軽減しました。

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発などに取り組むとともに、アウトリーチ(訪問型)の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施しました。また、社会的養護体制について、里親委託の推進や施設のケア単位の小規模化、多機能化を行ったほか、児童心理治療施設を開設しました。
- 産前・産後母子支援センター(こももティエ)を開設し、様々な事情を抱える特定妊婦等に対して継続的・総合的な支援を実施したほか、育児不安や育児疲れの軽減を図るため、ショートステイの受け皿を拡大しました。
- ひとり親家庭の就業や自立支援を強化するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加などを行いました。また、ひとり親家庭に対する支援情報を一元的に分かりやすく発信するポータルサイトを開設しました。
- ヤングケアラー支援のための相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援やヘルパー派遣を実施しました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施しました。また、子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援を拡充したほか、経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種助成、給付、貸付、減免などを行いました。

<社会環境の変化等>

こども基本法の施行

○こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が2022(令和4)年6月に制定、2023(令和5)年4月に施行されました。

○この法律では、下記の6つの基本理念が掲げられており、国・地方公共団体は、これらの基本理念にのっとり子ども施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

(こども基本法の基本理念)

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の実施にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

少子化への対応

○国の人口動態統計によると、2023(令和5)年の全国の出生数は72万7,288人で、8年連続で減少し、1899(明治32)年の調査開始以来、過去最少となっています。また、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新しており、少子化が急速に進行しています。

○こうした状況を踏まえ、国は2023(令和5)年12月に「こども未来戦略」を策定し、「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」、「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」の3点を重要課題として挙げたうえで、「次元の異なる少子化対策」として、以下の3つを基本理念とし、抜本的に政策を強化することとしています。

(こども未来戦略の基本理念)

- ①若い世代の所得を増やす
- ②社会全体の構造・意識を変える
- ③全てのこども・子育て家庭を切れ目なく支援する

<成果指標の状況>

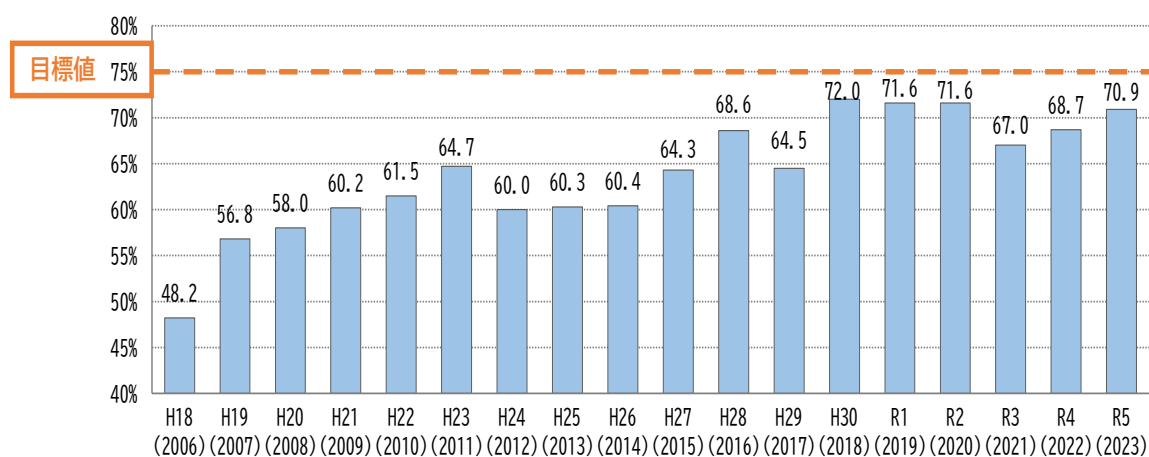
総合的な成果指標

<子育て環境満足度>

(福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合)

○これまでの取組みの結果、徐々に上昇し、2018(平成30)年に70%超となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2021(令和3)年度に大きく低下しました。2022(令和4)年度以降は着実に上昇し、2023(令和5)年には再び70%超となっています。

○子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合も増加しており、計画に掲げる施策の方向性に基づき、安心して生み育てられる環境づくりなどに取り組んできたことが一定評価され、こうした結果につながっていると考えられます。



【参考値】(子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

調査項目		H30 年度	R5 年度
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	乳幼児	87.3%	90.2%
	小学生	89.3%	93.9%

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 産前・産後の支援の充実などにより4か月児健診時のアンケート結果はいずれも改善し、2023(令和5)年度時点で目標を達成しています。
- 地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合や、子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人の割合は初期値を下回っています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域と連携した取組みや親子の交流事業を休止したことなどが影響していると考えられます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消度は、男性は着実に上昇し、女性は2023(令和5)年度時点で目標値を達成しています。
- 地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合は着実に上昇しています。

成果指標		R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
4か月児健診時のアンケート調査の結果(母親)				
	育児に心配があると答えた母親の割合	14.2%	13.6%	減少
	育児は疲れると答えた母親の割合	22.5%	22.0%	減少
	育児は楽しいと答えた母親の割合	92.7%	94.8%	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		41.6%	41.2%	65%
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人(乳幼児の保護者)の割合		91.4% (H30 年度)	89.2%	95% (R5年度)
男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)	男性	68.2%	76.2%	80%
	女性	76.5%	84.1%	80%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.6%	73.0%	75%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 地域の遊び場や体験学習の場への評価は、コロナ下における各種子ども関連施設等の臨時休業や、学校における体験学習の中止などにより、2020(令和2)年度に56.2%、2021(令和3)年度に55.5%と大きく減少しましたが、その後は徐々に上昇しています。
- 子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識は、初期値より低下しています。コロナ下において、保護者を対象とした講座や学習会等が中止となり、啓発の機会が著しく減少したことなどが影響していると考えられます。
- 長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率は初期値より低下しています。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化し、復帰までに期間を要するケースが増えています。
- 悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合は着実に減少し、2023(令和5)年度時点で目標を達成しています。
- 知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒の卒業時の就労率は、初期値より低下しています。これは、A型事業所への就労を希望していた生徒が、実習の結果、同一法人が運営する就労移行支援事業所やB型事業所に進路先を変更したケースや、自立訓練を経験した後に就労をめざすことになったケースなど、本人・保護者の進路希望がより多様化したことによるものと考えられます。

成果指標	R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれて いると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合)	64.5%	59.9%	65%
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを 設けている」割合	80.7% (H29 年度)	74.3%	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の 復帰率	47.9%	39.4%	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割 合	13.2% (H30 年度)	5.4%	10%未満 (R5年度)
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望して いる生徒(5月時点)の卒業時の就労率	92.9%	75.0%	100%

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

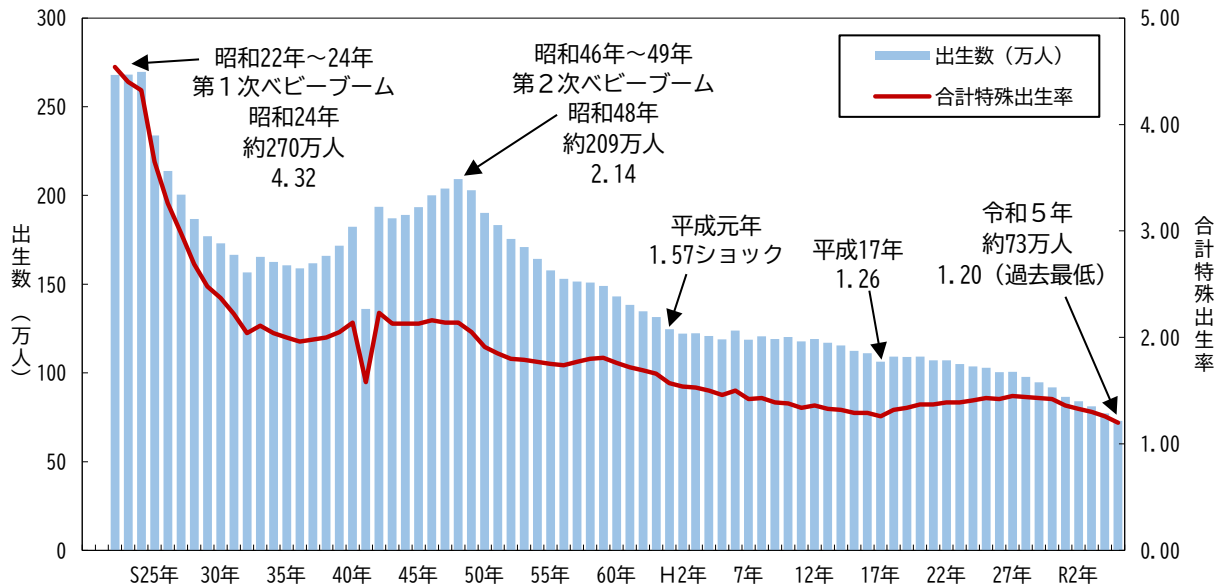
- 子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合は、ほぼ横ばいであり、より分かりやすい情報提供や相談機能の充実が求められています。
- 児童生徒の自尊感情の状況は、小学生・中学生ともに着実に上昇しています。
- 子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者の割合は初期値より上昇しています。調査対象全体においても「不安や負担を感じる」と答えた保護者の割合は増加しており、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭・父子家庭ともに着実に上昇し、2021(令和3)年度時点で目標を達成しています。
- 離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合は着実に減少し、2021(令和3)年度時点で目標を達成しています。
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、初期値より減少しており、家庭や子どもの状況に応じた支援の充実が求められています。
- 子育てをするうえで気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた世帯年収300万円未満の世帯の乳幼児保護者の割合は、初期値より上昇しています。調査対象全体においても、気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた保護者の割合が上昇していることから、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- 里親等委託率について、乳幼児は 2020(令和2)年度から 2022(令和4)年度まで目標を達成していましたが、2023(令和5)年度末時点では一時的に初期値を下回っています。学齢児は 2020(令和2)年度以降、目標を達成しています。
- 子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は、着実に上昇しています。
- いじめに対する意識は、目標値に近い割合で横ばいとなっています。

成果指標		R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合		35.7%	37.4%	50%
児童生徒の自尊感情の状況 (「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小6児童	81.8%	84.2%	90%
	中3生徒	76.8%	83.6%	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者(乳幼児の保護者)		19.6% (H30 年度)	23.6%	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28 年度)	89.0% (R3年度)	88% (R3年度)
	父子家庭	90.6% (H28 年度)	93.0% (R3年度)	92% (R3年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28 年度)	64.8% (R3年度)	減少 (R3年度)
	父子家庭	92.7% (H28 年度)	88.5% (R3年度)	減少 (R3年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		95.5%	88.2%	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者の割合(世帯収入 300 万円未満の世帯)		7.9% (H30 年度)	12.1%	減少 (R5年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	69.9%	66.7%	75%
	学齢児	48.1%	53.9%	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		73.3%	76.1%	80%
いじめに対する意識 (「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合)		96.7%	96.7%	97%

【関連データ】

○全国の出生数と合計特殊出生率の推移

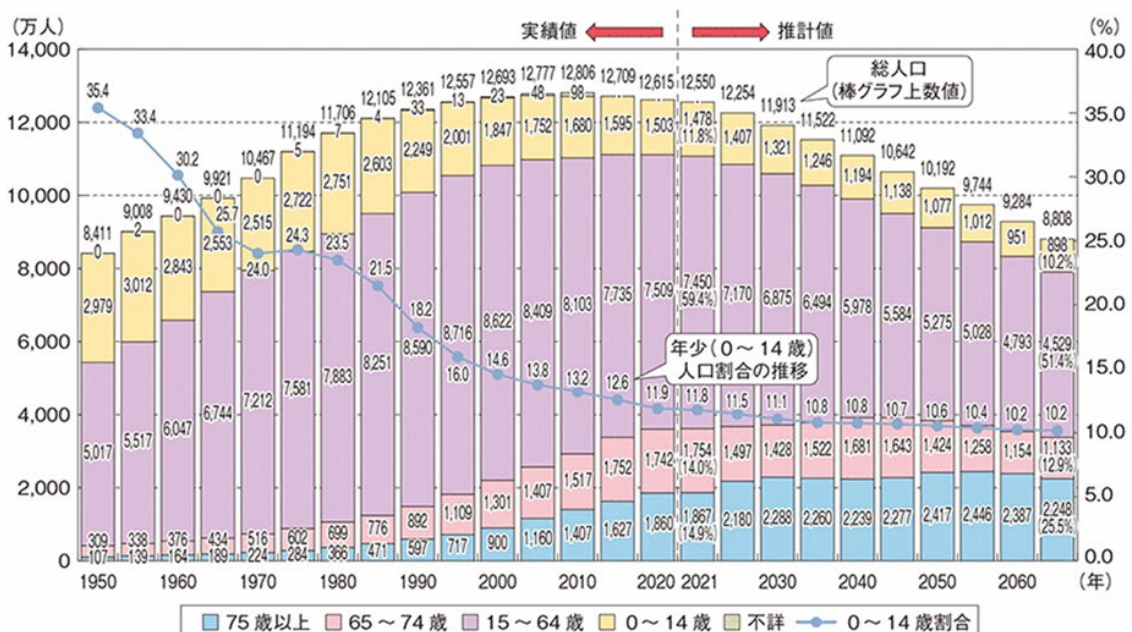
出生数は第2次ベビーブーム以降、減少を続け、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。合計特殊出生率は2005(平成17)年に過去最低となってからは微増傾向でしたが、近年は減少傾向となっています。



(参照:厚生労働省「人口動態調査」)

○全国の人口構造の推移と見通し

国内の人口は、2010(平成22)年から減少傾向にあります。今後も、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口の減少が続くとともに、高齢者人口(65歳以上)の割合が相対的に上昇し続けると予測されています。



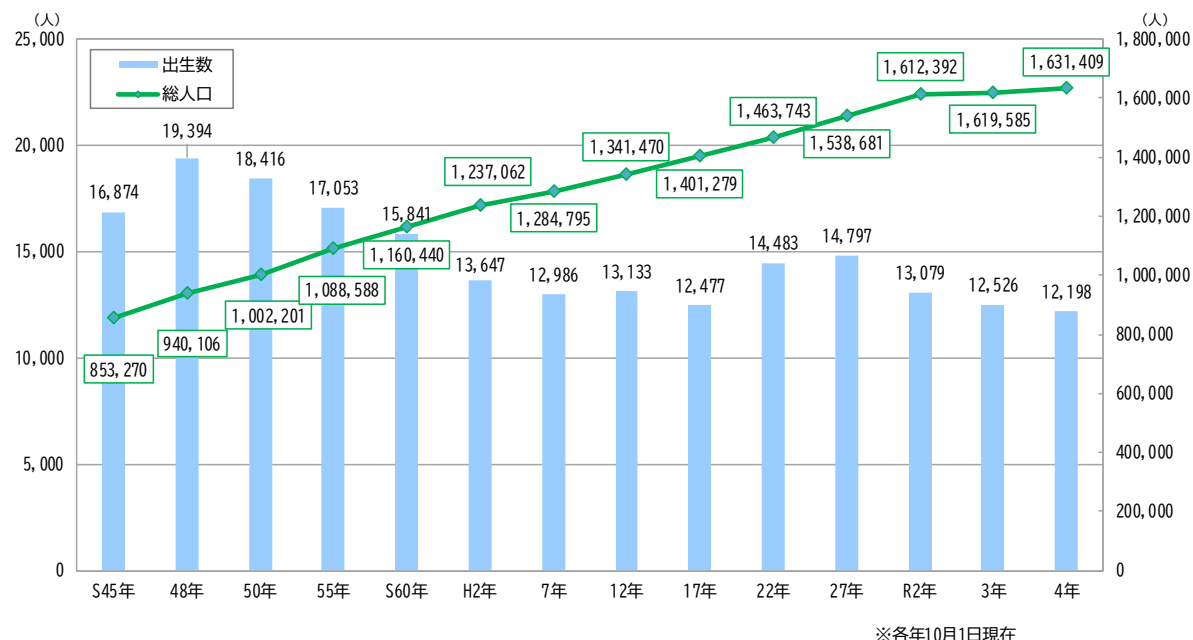
資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2021年は総務省「人口推計」（2021年10月1日現在（令和2年国勢調査を基準とする推計））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。

注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

(参照:内閣府「少子化対策白書」)

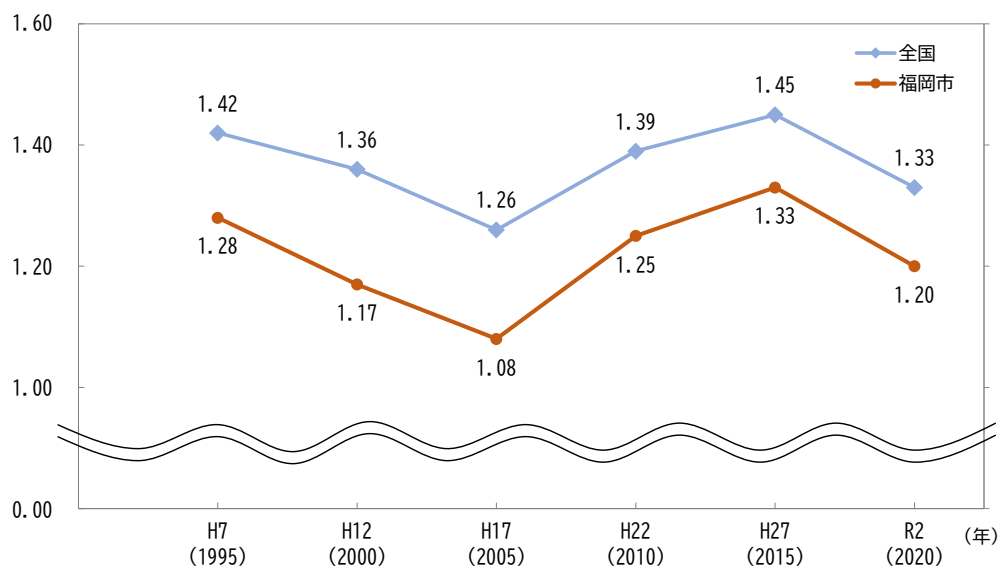
○福岡市の出生数の推移

福岡市の出生数は、1973(昭和48)年、第2次ベビーブームにピークを迎え、その後減少し、1990(平成2)年頃から13,000人前後のほぼ横ばいで推移してきましたが、2008(平成20)年以降は14,000人台で推移した後、近年は減少傾向となっています。



○福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

福岡市の合計特殊出生率は、2015(平成27)年に比べ 2020(令和2)年に0.13ポイント減少しており、全国値と比較すると、低い値で推移しています。福岡市は10代後半から20代前半の若者の流入が多く、若者率が高いことが一因と考えられます。



(参照:厚生労働省「人口動態調査」)

〔合計特殊出生率とは〕

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。政令指定都市の合計特殊出生率は、国勢調査結果をもとに5年毎に算出。

○政令指定都市の合計特殊出生率

福岡市の合計特殊出生率は、政令指定都市の中で、20都市中第16位となっています。

順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値
1	熊本市	1.51	8	静岡市	1.32	15	相模原市	1.23
2	北九州市	1.47	9	さいたま市	1.30	16	福岡市	1.20
3	浜松市	1.44	9	新潟市	1.30	17	仙台市	1.17
3	堺市	1.44	11	神戸市	1.27	17	大阪市	1.17
5	広島市	1.42	12	川崎市	1.26	19	京都市	1.15
6	岡山市	1.41	13	横浜市	1.25	20	札幌市	1.09
7	名古屋市	1.34	14	千葉市	1.24	全 国		1.33

(参照:厚生労働省「令和2年 人口動態調査」)

○政令指定都市の人口1,000人あたり出生数

福岡市の1,000人あたりの出生数は7.5人で、政令指定都市の中で、20都市中第2位となっています。

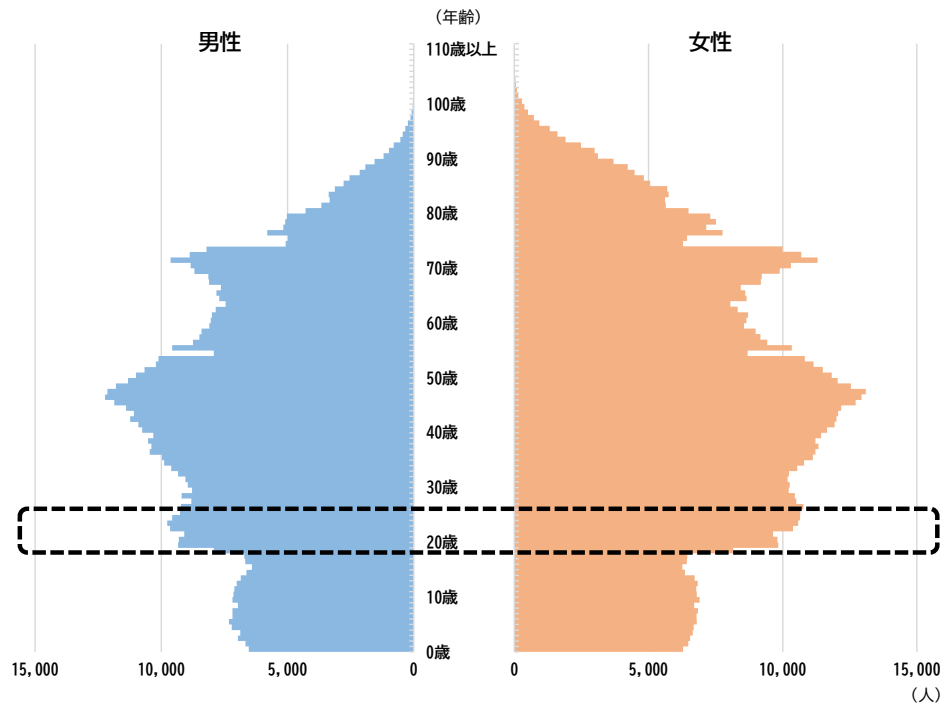
順位	都 市 名	1,000人 あたりの 出生数	順位	都 市 名	1,000人 あたりの 出生数	順位	都 市 名	1,000人 あたりの 出生数
1	熊本市	7.8	8	大阪市	6.7	15	千葉市	5.9
2	福岡市	7.5	9	堺市	6.5	15	神戸市	5.9
3	川崎市	7.3	10	仙台市	6.4	17	静岡市	5.8
4	さいたま市	7.2	10	北九州市	6.4	17	京都市	5.8
4	岡山市	7.2	12	浜松市	6.3	19	札幌市	5.7
6	名古屋市	7.0	13	横浜市	6.1	19	相模原市	5.7
6	広島市	7.0	13	新潟市	6.1	全 国		6.3

(参照:厚生労働省「令和4年 人口動態調査」)

○人口構造(人口ピラミッド)

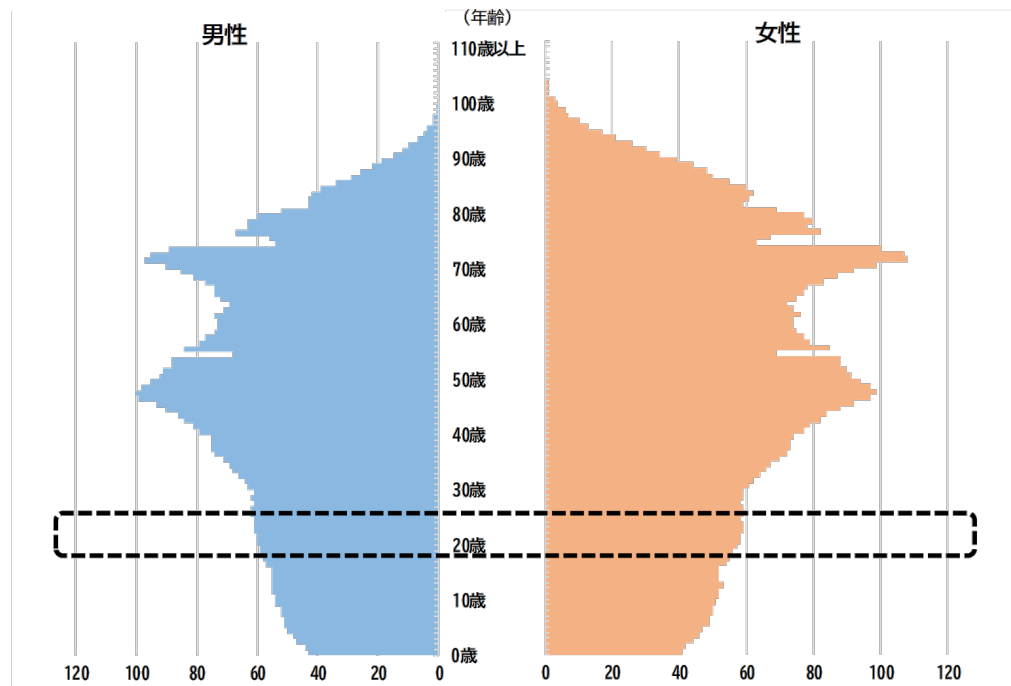
福岡市は、全国と比較すると、男性・女性ともに18歳以下の各年齢に比べて19歳から26歳までの人口が大幅に多い形となっています。

【福岡市】



(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

【全国】



(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○生産年齢人口における男女構成比

福岡市と全国の生産年齢人口を5歳毎に比較すると、全国では、55～59歳の区分から女性人口が男性人口を上回りますが、福岡市では、すべての年代で女性人口が男性人口を上回っています。

年代	福岡市				全国			
	男性		女性		男性		女性	
	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合
15～19	37,066人	(50.0%)	37,116人	(50.0%)	2,880千人	(51.3%)	2,737千人	(48.7%)
20～24	47,385人	(48.1%)	51,036人	(51.9%)	3,018千人	(50.9%)	2,913千人	(49.1%)
25～29	45,280人	(46.3%)	52,604人	(53.7%)	3,074千人	(51.0%)	2,958千人	(49.0%)
30～34	46,831人	(47.4%)	52,010人	(52.6%)	3,297千人	(50.8%)	3,188千人	(49.2%)
35～39	51,659人	(47.8%)	56,315人	(52.2%)	3,697千人	(50.6%)	3,615千人	(49.4%)
40～44	55,379人	(48.1%)	59,821人	(51.9%)	4,189千人	(50.5%)	4,102千人	(49.5%)
45～49	59,338人	(48.4%)	63,331人	(51.6%)	4,863千人	(50.4%)	4,787千人	(49.6%)
50～54	49,924人	(48.1%)	53,972人	(51.9%)	4,277千人	(50.1%)	4,263千人	(49.9%)
55～59	43,324人	(48.2%)	46,479人	(51.8%)	3,865千人	(49.8%)	3,902千人	(50.2%)
60～64	39,048人	(48.0%)	42,380人	(52.0%)	3,593千人	(49.2%)	3,704千人	(50.8%)

(参考)

全人口	761,148人	(47.2%)	851,244人	(52.8%)	61,350千人	(48.6%)	64,797千人	(51.4%)
-----	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------

(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○政令指定都市の若者率

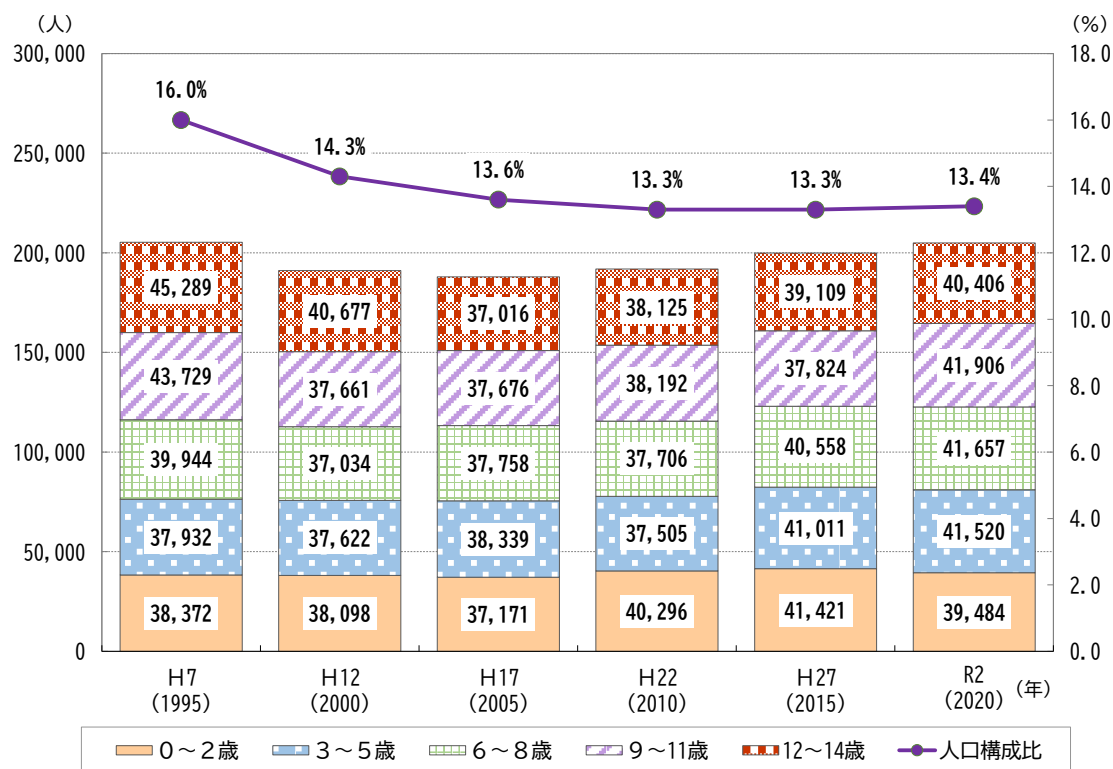
福岡市の若者率(15～29歳の人口÷総人口×100(%))は、政令指定都市の中で、20都市中第1位となっています。

順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値
1	福岡市	17.6%	7	名古屋市	15.8%	15	札幌市	14.4%
2	川崎市	17.2%	9	相模原市	15.5%	16	神戸市	14.1%
3	京都市	16.9%	10	横浜市	15.3%	17	北九州市	13.7%
4	仙台市	16.7%	10	熊本市	15.3%	17	静岡市	13.7%
5	大阪市	16.5%	12	千葉市	15.1%	17	新潟市	13.7%
6	岡山市	16.2%	13	広島市	14.8%	20	浜松市	13.6%
7	さいたま市	15.8%	14	堺市	14.5%	全 国		14.3%

(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○福岡市の15歳未満人口の内訳と構成率の推移

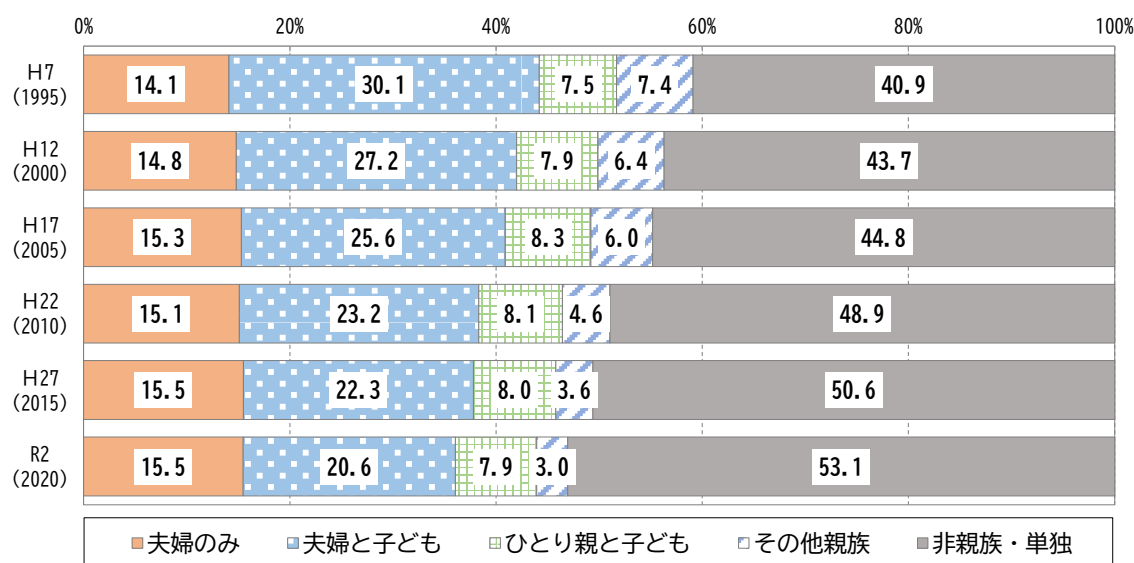
全人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は、2005(平成17)年まで減少傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市における家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。



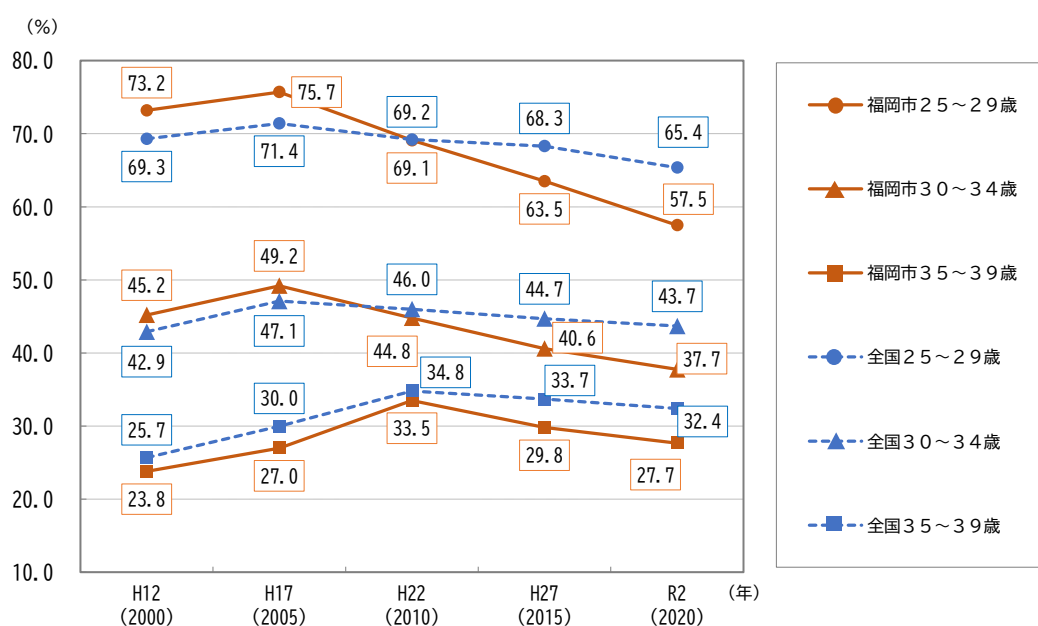
※一般世帯は、寮・寄宿舎、病院等の施設等の世帯を除く世帯

(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市の未婚率の推移

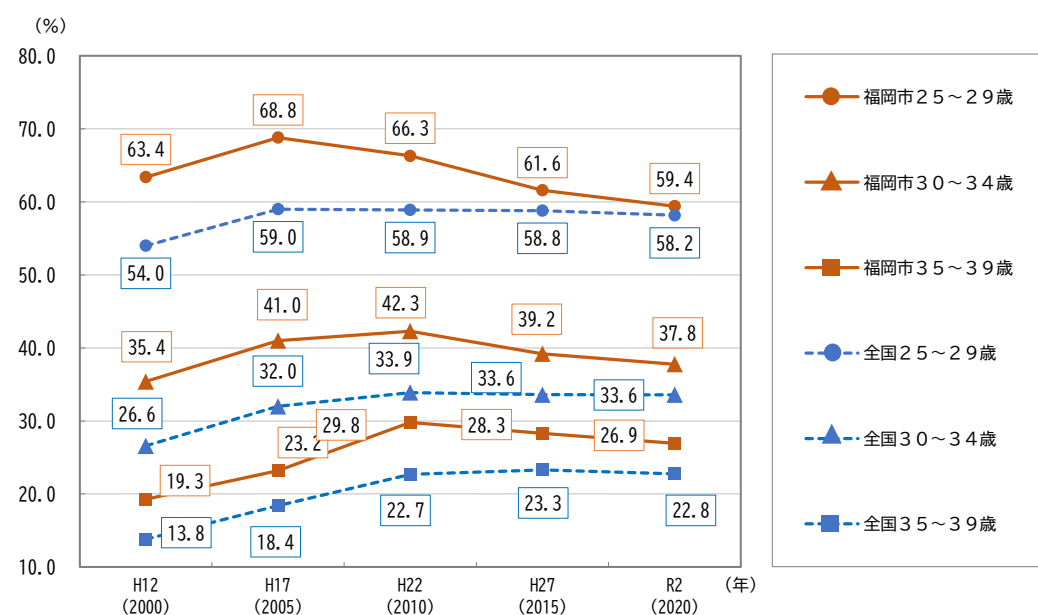
福岡市の未婚率(25～39歳の5歳階級別)は、2020(令和2)年調査では、男性・女性ともに低下しています。なお、男性は全国平均より低い値、女性は全国平均より高い値で推移しています。

【男性】



(参照:総務省「国勢調査」)

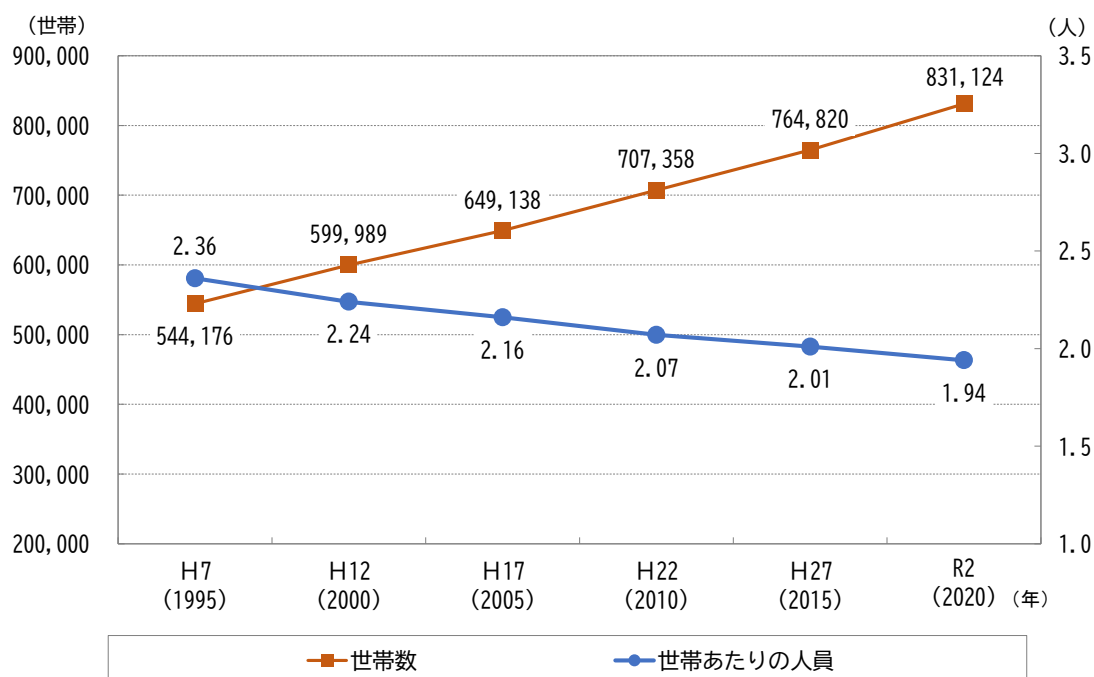
【女性】



(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

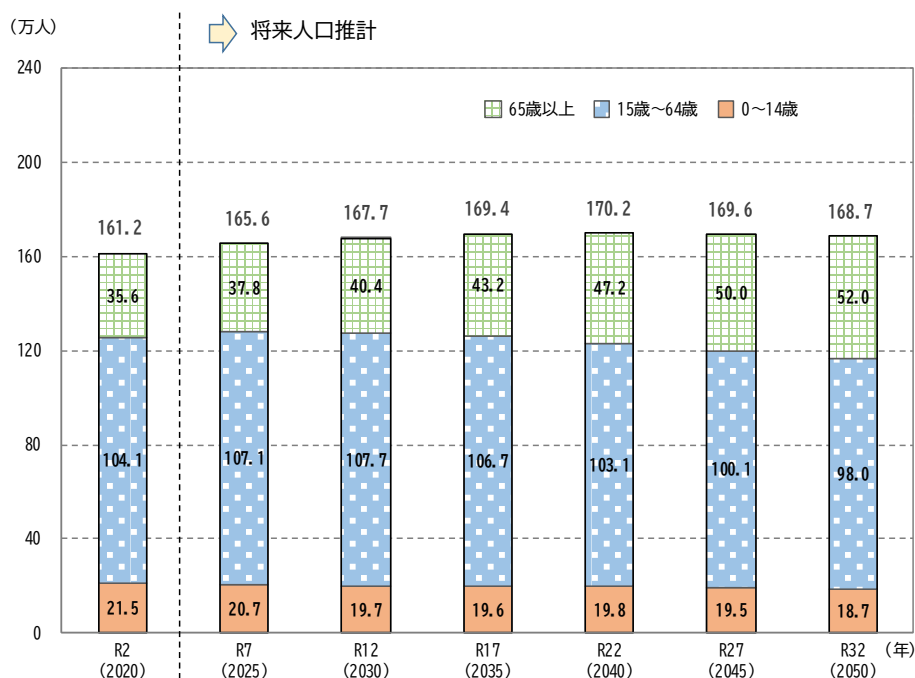
福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市の将来人口推計

福岡市の人口は、2040(令和22)年頃に約170万人に達し、ピークを迎え、以降は減少に向かうと推計されています。年少人口(0～14歳)は減少傾向となりますが、全国と比較すると緩やかに減少すると推計されています。



R2=不詳補完値による集計、R7～32=福岡市の将来人口推計 (R6年4月)

(福岡市総務企画局調べ)

6 計画の基本的な考え方

「第6次福岡市子ども総合計画」においてめざすまちの姿を「基本理念」として掲げます。

その実現に向けて、すべての施策の推進にあたり念頭に置くべき視点を「基本的視点」として定めるとともに、対象やライフステージごとに整理した4つの「基本目標」の下で、子ども施策を総合的・計画的に推進します。

(1)基本理念

■ すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざします。

また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざします。

【めざすまちにおける当事者の姿】

●子ども・若者

- ・すべての子ども・若者が、置かれている状況等に関わらず、自分が大切な存在であることを認識し、子どもの権利について理解し、自尊感情や自己肯定感を持ち、将来に夢を描きながら、心豊かに成長しています。

●保護者

- ・保護者が子どもと向き合う時間を十分に確保し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。
- ・すべての保護者が孤立することなく、社会との接点を持ち、必要に応じて社会からのサポートを受けながら、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

【総合的な成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
将来の夢や希望をもっている子どもの割合	小6	81.0%	増加
	中3	69.5%	
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがあると回答した子どもの割合	小学生	90.9%	増加
	中学生	87.0%	
福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合(子育て環境満足度)		70.9%	増加
子育てが楽しいと感じる乳幼児保護者の割合		90.2%	増加
子育てに不安や負担があると感じる乳幼児保護者の割合		76.6%	減少

(2)基本的視点

■ 視点1 すべての子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神及びこども基本法の基本理念にのっとり、すべての子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様性を尊重しながら、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

■ 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子ども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施します。また、障がいや疾患のある子ども・若者、不登校やひきこもり、非行の状態にある子ども・若者、ヤングケアラー、子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、貧困の状況にある家庭など、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援します。

■ 視点3 一人ひとりの視点に立った支援

当事者である子ども・若者、保護者の意見を聴き、それぞれの視点に立ちながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、それぞれの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある支援を行います。

■ 視点4 必要な人へ確実に届く支援

支援情報を知らない、手続きが煩雑でサービス利用に至らない、支援が必要な状況であることを自覚していないなど、支援が届かない・届きにくい状況にある子ども・若者・子育て家庭を含め、すべての対象者へ必要な支援を確実に届けられるよう、DX(デジタルトランスフォーメーション)¹の推進や、プッシュ型・アウトリーチ型支援²などを行います。

■ 視点5 社会全体での支援

社会全体で子ども・若者と子育て家庭を支えるまちの実現に向け、行政による支援だけでなく、市民や事業者、地域、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭の支援に取り組みます。

¹ DX(デジタルトランスフォーメーション) ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。

² プッシュ型・アウトリーチ型支援 支援を必要とする子どもや家庭がSOSを発したり、相談窓口等に来訪したりするのを待つのではなく、子どもや家庭のもとに出向く等、能動的に支援を届けること。

(3)基本目標

■ 目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり 【全年齢】

子ども一人ひとりが、安全で安心して過ごせる環境の中で、自分らしく健やかに成長するためには、その基盤として、社会全体で子どもの権利が保障される必要があります。子ども自身が自らの権利について学び、子どもに関する事項について意見を表明できる環境づくりを進めるとともに、社会全体でその権利や意見を尊重する機運を高めます。

また、少子化が進行する中、子どもを望む人が、希望どおりに子どもを生み育てられる環境づくりが求められています。子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた機運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、子育てを支援するまちづくりなどを推進します。

■ 目標2 安心して生み育てられる環境づくり 【主に妊娠前～乳幼児期】

子どもの誕生前から幼児期までの期間は、人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)であるための基盤となる最も重要な時期とされており、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、子ども自身が安全に安心して過ごせる環境の中で、豊かな遊びや体験等を通じて、世界を広げていくことが重要です。

妊娠前から乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の充実や多様なニーズに応じた支援、子育て家庭の孤立を未然に防止するための相談支援体制や情報提供の充実を図ります。

■ 目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり 【主に学童期～青年期】

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期です。様々な学びや体験を通じて、主体性や創造性、社会性を育むなど、子どもたちの自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進するとともに、子どもや若者が地域で安心して過ごせる場づくりを進めます。

また、いじめや不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が悩みや問題を抱えたときの相談支援体制の強化や関係機関との連携などにより、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

■ 目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり 【全年齢】

すべての子どもは、こども基本法に基づき、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、適切に養育され、生活が保障され、愛され、保護され、その健やかな成長や発達、自立が図られる権利を有しています。

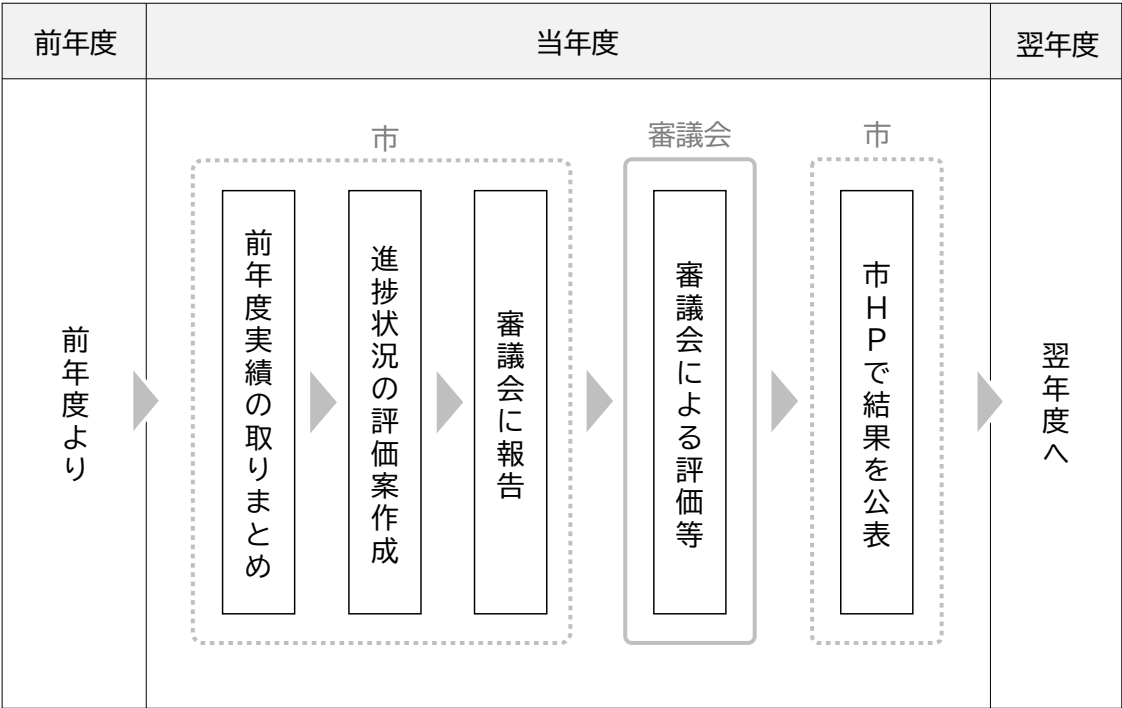
障がいのある子どもや、虐待などにより社会的養育を必要とする子ども、ひとり親家庭の子ども、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、それぞれの状況に応じて、きめ細かな支援を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などに関わらず、一人ひとりの最善の利益を実現できる、インクルーシブな社会環境づくりを進めます。

(4)計画の進捗管理

基本目標の下で推進する各施策について、それぞれ成果指標を設定し、施策の成果や事業の進捗状況などを確認しながら、必要に応じて施策・事業の拡充や見直しを行います。

また、毎年度、施策の進捗状況などを取りまとめ、福岡市こども・子育て審議会に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容、審議の内容及び点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し公表します。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の大きな変化など、必要が生じた場合は、福岡市こども・子育て審議会に諮ったうえで、計画の見直しを行います。



第2章

計画各論

1 施策体系

目標 1

【全年齢】

子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

目標 2

【主に妊娠前～乳幼児期】

安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

目標 3

【主に学童期～青年期】

子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

目標 4

【全年齢】

一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

施策12 子どもの貧困対策の推進

2 基本目標ごとの施策の展開

【全年齢】

目標 1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

【第5次計画における主な取り組み】

- すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域や学校、保育施設などの様々な場やイベントなどの各種機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。
- 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員(子どもアドボケイト)が、児童養護施設などで保護・養育されている子どもたちを定期的に訪問して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を実施しました。

【現状と課題】

- ◆ 2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法において、すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることなどが基本理念として掲げられ、国や地方公共団体は、その基本理念にのっとり子ども施策を総合的に策定し実施する責務を有することが規定されました。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、中学生及び高校生世代(18歳になる年の年度末まで)で、「子どもの権利条約の内容を知っている」と回答した人の割合は全体の約3分の1に留まっており、また、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」と回答した人の割合は2割超となっています。
- ◆ 子どもたち自身が自らの権利について認識するとともに、子どもに関わるすべての人が子ども一人ひとりの権利を尊重することができるよう、一層の普及・啓発を行うとともに、様々な場面において子どもたちが自らの意見を表明しやすい環境を整えることが求められています。

【施策の方向性】

- 子ども一人ひとりが、自分らしく健やかに成長していくための基盤として、子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発に取り組みます。また、子どもアドボカシー³を推進し、様々な場面における子どもの意見表明を支援します。

³ 子どもアドボカシー 子どもたちの声を聴き、意見や考えを表明できるように支援すること。

【関連データ等】

○子どもの権利条約について

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」とであるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

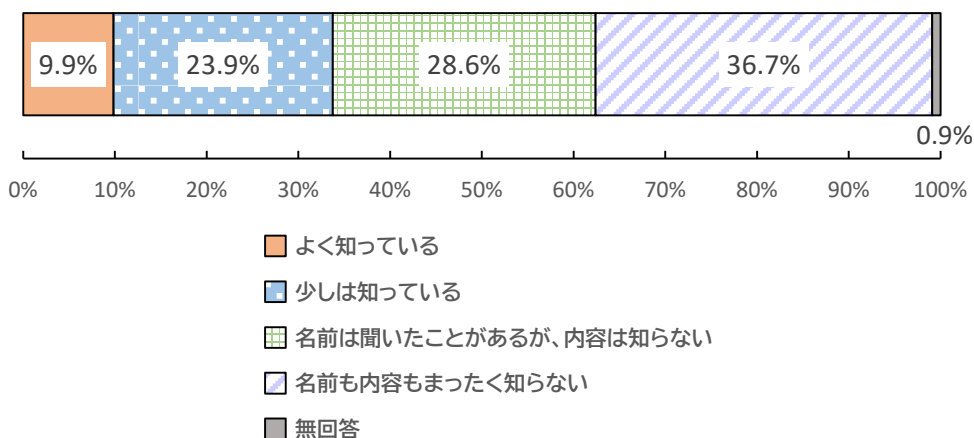


12 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

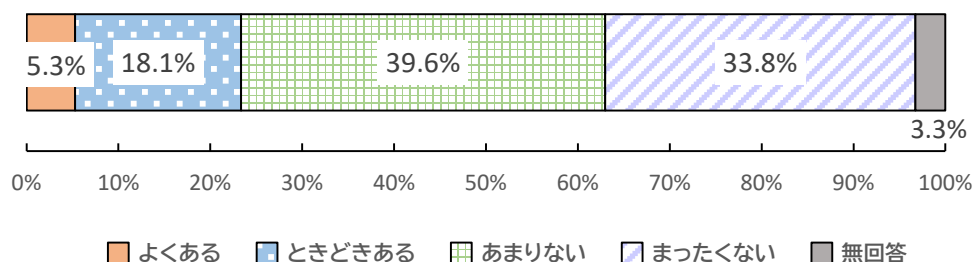
(出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」)

○「子どもの権利条約」に関する中高生等の認知



(参照：令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○自分の意見が大切にされていないように感じる中高生等の割合



(参照：令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

【主な取組み】

①子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発

- ・学校や地域などにおいて、子どもたちが自らの有する権利について学ぶ機会を充実します。
- ・子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について適切に理解し、日常のあらゆる場面において尊重することができるよう、様々な機会を捉えた啓発などに取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
学校における人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進し、発達段階に応じた子どもの人権感覚や実践力を育成
保育所等における人権保育の推進	保育所等を対象に、人権保育を推進するための研修を実施
地域での人権教育の推進	公民館などにおいて、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

②子どもアドボカシーの推進

- ・日常の様々な場面で子どもたちの意見形成・意見表明が支援され、その意見が尊重されるよう、子どもアドボカシーに関する普及・啓発などを行います。
- ・子どもの意見表明を支援するため、里親や児童養護施設などで養育されている子どもが、自身の権利について理解できるよう「こどもの権利ノート」を活用した面接を実施します。
- ・子どもアドボカシーについて専門性を有する第三者が、里親や社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもを定期的に訪問し、意見形成・意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行い、子どもの権利擁護を推進します。
- ・一時保護所や児童養護施設等に対して第三者による評価を実施し、それらの施設で保護・養育されている子どもの権利擁護を推進します。
- ・親権者の不在などによって、親権行使ができない状況にある場合は、未成年後見制度を活用し、子どもの福祉の向上を図ります。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
子どもの権利サポート事業	子どものアドボカシーの専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見形成・意見表明を支援し、権利擁護を推進
未成年後見人支援	親権者の不在などにより、親権行使ができない状況にある場合は未成年後見制度を活用

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子どもの権利条約を知っている子ども(中高生等)の割合	33.8%	50%
自分の意見が大切にされていないように感じるものがよくあると回答した子ども(中高生等)の割合	5.3%	3%未満
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	76.1%	80%

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子どもの権利に関する講座等の実施回数	66 回	120 回
子どもアドボケイトの登録数	51人	80人

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

【第5次計画における主な取り組み】

- 毎月1日～7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動“「い～な」ふくおか・子ども週間”を実施しました。
- 男女ともに子育てを行う意識を醸成するため、男性の育児休業取得促進セミナーやワークショップを開催しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保育所や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化するとともに、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充しました。
- 子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援する助成事業の拡充や、市営住宅への入居支援などを行いました。
- 地域における子どもの安全を守るため、小学校周辺の歩車分離や登下校時のパトロールなどを実施しました。

【現状と課題】

- ◆ 少子化の進行が全国的な課題であり、福岡市の出生数も減少傾向にあります。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、子どもがいない若者の約2割が子どもがほしいとは思わないと回答しており、その理由として、子育てにかかる身体的・精神的・経済的負担のほか、自分のやりたいことができなくなることや、将来への不安を挙げる声が多く、若者が出産や子育てに明るい展望を持ちづらい現状があることが伺えます。
- ◆ 子育て中の保護者を対象とした市の調査によると、ほしいと思う子どもの数より実際に予定する数を少なく回答する人が多く、その理由として子育ての身体的・精神的・経済的負担を挙げる声が多くなっています。
- ◆ 市の調査によると、家事や育児の時間は、母親・父親ともに増加傾向にありますが、母親の家事時間は父親の4倍以上、育児時間は2倍以上と、依然として母親に負担が偏っている状況が伺えます。また、平日に子どもと過ごす時間が十分でないと感じる小学生の保護者は約半数であり、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが求められています。
- ◆ 外出時の困りごととして、乳幼児の保護者からは、買い物などの合間に子どもを遊ばせる場所が少ないことや、小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと、歩道の段差などがベビーカーを利用する際の支障となっていることを挙げる声が多く、小学生の保護者からは、地域の通学路が狭いことや、暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配などの声が多くなっています。

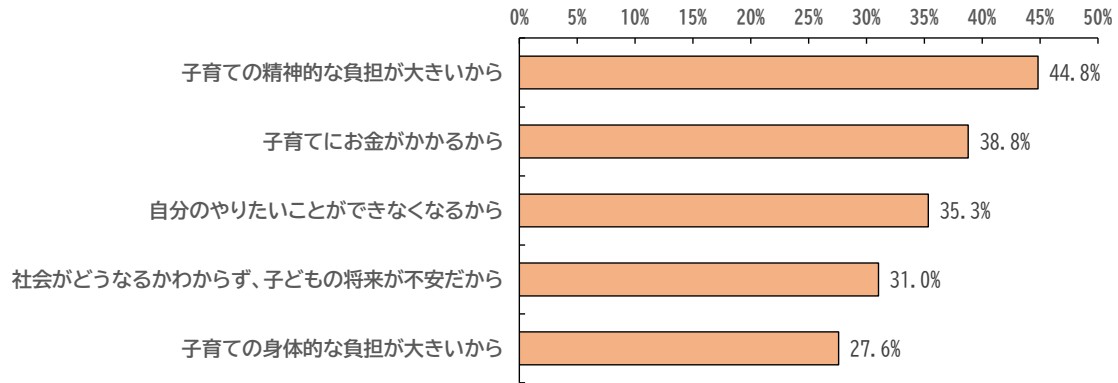
【施策の方向性】

- 多様な価値観や考え方を尊重したうえで、若者が出産や子育てに明るい展望を持つことができるよう、社会全体で子ども・子育てを応援する機運の醸成に取り組むとともに、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る取組みを推進します。

【関連データ等】

○子どもがほしいと思わない理由(青年等(18～39 歳))(3つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

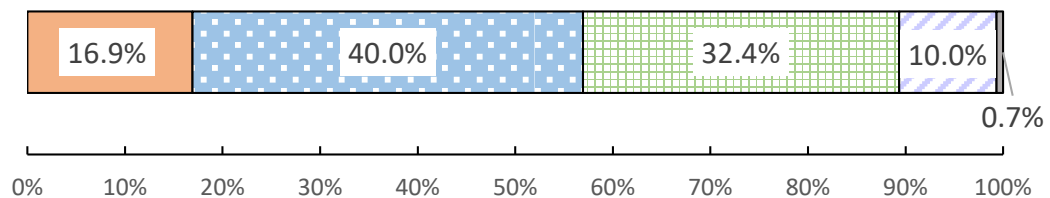
○母親・父親の1週間の家事・育児時間の平均(乳幼児の保護者)

		H30 年度調査	R5年度調査
家事時間	母親	26 時間 31 分	28 時間 21 分
	父親	3 時間 53 分	6 時間 47 分
育児時間	母親	37 時間 47 分	44 時間 43 分
	父親	11 時間 17 分	16 時間 29 分

(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○子どもと過ごす時間の評価(平日)(小学生の保護者)

■ 十分 ■ まあ十分 ■ やや不足している ■ まったく不足している ■ 無回答



(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【主な取組み】

①子ども・子育てを応援する機運の醸成

- ・子どもや子育て家庭が社会で大切にされ、様々な場面において必要な支援や配慮が受けられるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成に取り組みます。
- ・子どもを望む人が安心して子どもを生み育てられるよう、子ども・若者が早期から自らのライフプランについて考える機会や、妊娠・出産に関する相談の場を提供するとともに、子どもを持つ喜びや市の子育て支援策などについて知る機会を提供します。

< 令和6年度の主な関連事業 >

名 称	概 要
市民や企業と共働した子育て支援	毎月1日から7日を“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”と定め、企業(職場)や地域、家庭などで子どもたちのためにできることに取り組むよう普及・啓発を実施
不妊・不育専門相談センターによる講演会(施策3再掲)	不妊治療や妊娠・出産に関するテーマで講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を実施

②仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- ・企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の縮減など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
- ・企業における働きやすい職場づくりや女性活躍の取組みを見える化します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを推進するための取組みを支援します。
- ・妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた女性を対象に、就職活動にあたっての不安を解消するワークや就職活動に役立つ知識を学ぶ講座を実施するなど、再就職の支援を行います。
- ・男女ともに子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組みを行います。
- ・学校教育において、男女平等教育を推進するため、副読本の活用促進などの取組みを行います。

< 令和6年度の主な関連事業 >

名 称	概 要
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業及びふくおか「働き方改革」推進企業認定事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施
女性活躍推進事業	企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍を推進するためのセミナー、女性の再就職や働く女性のキャリア形成支援講座等を開催

名 称	概 要
子育てに関する講座(子どもプラザ)	乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ自由に遊ぶことができる子どもプラザにおいて、子育てに関する講座等を実施
学校における男女平等教育	次代を担う子どもたちが性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、小・中学生向け男女平等教育副読本の活用や中学生向け出前セミナーを実施

③子育てを支援するまちづくり

- ・子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現を目指し、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組みを進めます。
- ・地域全体で子育て家庭を支える意識を醸成するため、授乳やオムツ交換専用のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、親子が外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えにかかる費用の助成や、市営住宅への入居支援など、子育て世帯の居住を支援します。また、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
- ・保育料の負担軽減や、高校生世代までの子どもの医療費助成、児童手当の支給など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
ベンチプロジェクト	誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力し、バス停付近や地域が要望する道路沿い等にベンチの設置を推進
バス利用環境の改善	バス利用環境の改善を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋及びベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、バス事業者などと連携しながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
道路のバリアフリー化の推進	妊婦やベビーカー利用者、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるよう、道路のバリアフリー化を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入について補助を行い、バリアフリー化を促進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市ホームページ等で情報提供を実施

名 称	概 要
子育て世帯住替え助成事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えにかかる初期費用の一部を助成(三世帯同居・近居、多子世帯には、それぞれ助成上限額を引上げ)
新婚・子育て世帯などが安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、広い間取りの住戸の供給を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、住宅の確保に特に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定及び妊娠している子どもの人数の届出に基づき経済的支援を実施
第2子以降の保育料無償化	多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもたちが安心して医療機関を受診できるよう医療費を助成(高校生世代までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。所得制限なし。)
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な成長を支援するため、高校生年代までの子どもを養育する者に手当を支給(所得制限なし)
第3子優遇事業	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等を実施

④子どもの安全を守る取組み

- ・子どもの交通事故を防止するため、世代に応じた交通安全教育を行うとともに、自転車乗車中のヘルメット着用の周知徹底に取り組みます。
- ・保育所等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。
- ・1歳未満の子どもを保護者等を対象とした応急手当講習会を実施するとともに、幼稚園・保育所の園児を対象とした出前講習等を実施します。
- ・保育所等や小・中学校、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。

- ・「こども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場における性被害の防止等に取り組めます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底及び交通安全の確保を図るため、交通安全運動や出前講座などの広報・啓発を実施
小学校周辺の歩車分離	誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に向け、歩道整備や路側のカラー化などを推進
子どもの安全対策(通学路の安全確保)	登下校時の安全確保及び防犯意識の向上を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配布するとともにスクールガード(学校安全ボランティア)や、地域の団体などとの連携による通学路の見守り、危険個所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組みを促進
犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業	子どもをはじめとする市民にとって、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関など、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するとともに端末機器を用いた子どもの見守りを実施
防犯出前講座	PTAなどの地域委員、放課後児童クラブなどに対し防犯出前講座を開催
小・中学校での救命講習	教職員が応急手当普及員資格を取得し、教職員による児童生徒への救命教育を実施
新米パパ・ママ応急手当講習会	出産予定者や1歳未満の子どもの保護者等を対象とした応急手当講習会を実施
幼稚園・保育所での出前講習	幼稚園・保育所の園児に対して、地震・火災・その他の災害時の避難訓練を実施

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子どもと子育て家庭が社会に見守られ、安心して出産・子育てできると感じる市民の割合	63.5%	70%
男女の固定的な役割分担意識の解消度	80.5%	85%

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
結婚や妊娠、出産などのライフプランについて考える機会となる講座の実施回数	3回	60回
「ふくおか女性活躍 NEXT 企業見える化サイト」の登録企業数	362 社	482 社
生活関連経路のバリアフリー化率	94.5%	99.5% (次期バリアフリー 基本計画の 検討に合わせて 設定予定)
小学校周辺の歩車分離率	80.0%	検討中 (次期道路整備 アクションプランの 検討に合わせて 設定予定)

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

【第5次計画における主な取り組み】

- 不妊・不育専門相談センターにおける相談支援や妊娠・出産に関するセミナーなどの開催、不育症の検査・治療費の助成を行いました。また、30歳を迎える女性を対象に、健康や将来の生活について考えるきっかけづくりとして、医療機関でのAMH検査⁴費用などを助成するプレコンセプションケア⁵推進事業を実施しました。
- 妊婦健診費用を助成し、多胎妊婦への助成回数を増やすなど充実を図ったほか、産後うつ予防などのため、産婦健康診査費用の助成を開始しました。また、乳幼児健診を実施し、問診票のデジタル化に取り組むとともに、3歳児健診に弱視等の屈折異常を早期発見するための屈折検査機器を導入しました。
- 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目なく支援するため、各種健診に加え、助産師などによる乳児家庭全戸訪問を実施するとともに、民生委員や児童委員が乳児がいる家庭を訪問する子育て安心サポート事業を開始しました。
- 産前・産後サポート事業の利用者負担を大幅に軽減するとともに、多子世帯や多胎児世帯への支援の充実を図りました。また、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつなどの育児用品を届けるおむつと安心定期便を開始しました。

【現状と課題】

- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、ほしいと思う子どもの数より実際に予定する数を少なく回答する保護者が多く、その理由として子育てにかかる様々な負担以外に、年齢的な理由を挙げる声が多くなっています。
- ◆ プレコンセプションケア推進事業におけるAMH検査クーポンの利用率は、徐々に上昇していますが、不妊に悩む人などから、もっと早い段階で妊娠や出産についての正しい知識を得たかったという声があり、男女ともに早期から自身の健康に関心を持てるようプレコンセプションケアの更なる普及・啓発を図る必要があります。
- ◆ 共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子育てにかかる支援ニーズが増加・多様化しています。特に、産後ケアについては、支援内容の充実により利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められています。
- ◆ 全国的に出生数が減少する中、低出生体重児は増加傾向にあり、妊産婦や乳幼児に対する健診や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産・子育てについて早い段階から考えるきっかけづくりとして、プレコンセプションケアの推進を図るとともに、子どもを望む人が希望を叶えられるよう、不妊や不育に関する支援に取り組みます。また、心身のケアや育児サポートなど産前・産後の支援を行うとともに、親子の健康づくりなどに取り組みます。

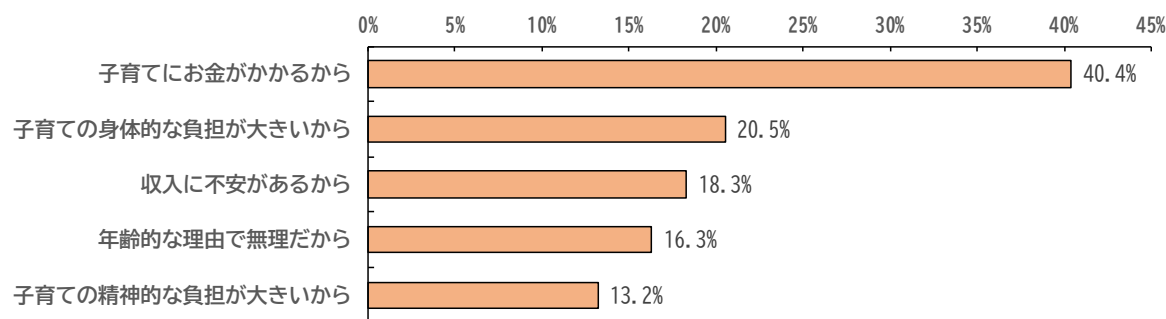
⁴ AMH検査 卵巣内の卵子数の目安を調べるための検査(血液検査)

⁵ プレコンセプションケア 妊娠(コンセプション)の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。

【関連データ等】

○理想より実際の子どもの人数が少ない理由(乳幼児保護者)(2つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

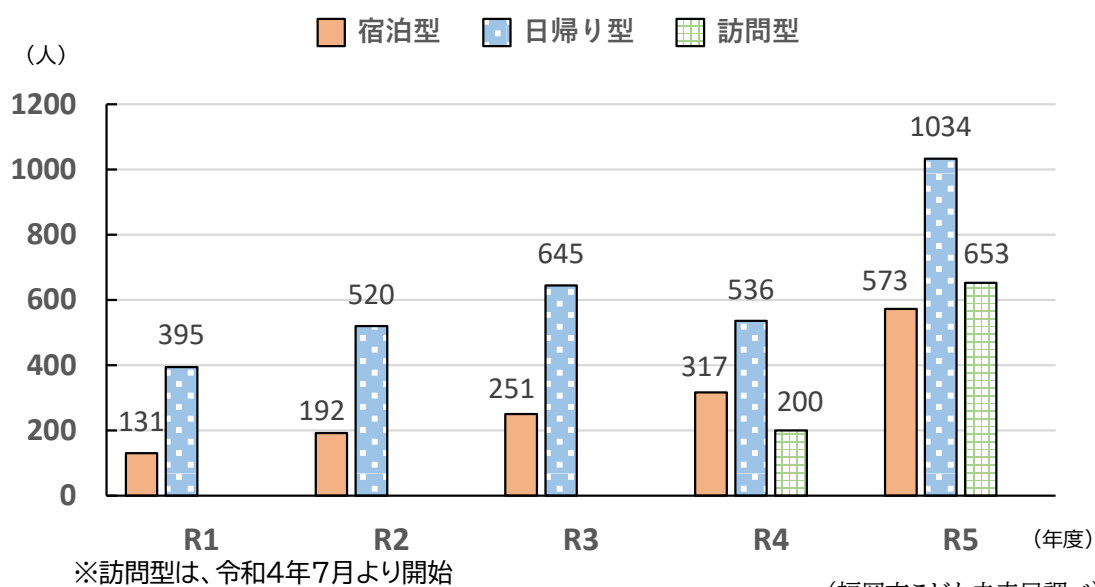
○平均初産年齢の推移

(単位:歳)

	H22年	H27年	R2年	R3年	R4年
福岡市	30.3	30.9	31.1	31.2	31.2
全国	29.9	30.7	30.7	30.9	30.9

(参照:厚生労働省「人口動態調査」)

○産後ケア事業の利用者数の推移(実利用人数)



(福岡市子ども未来局調べ)

【主な取組み】

①プレコンセプションケアの推進

- ・30歳を迎える女性のAMH検査費用などを助成するとともに、学校や企業へ医師・助産師などの専門職を派遣し、プレコンセプションケアに関する講演会を行うなど、男女ともに早い段階から妊娠・出産・育児について正しい知識を持ち、自身の健康やライフプランについて考える機会を提供します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
プレコンセプションケア推進事業	30歳を迎える女性を対象に、医療機関でAMH検査及び医師による結果説明、健康づくりに関するアドバイスを受ける費用を助成
不妊・不育専門相談センターによる講演会	不妊治療や妊娠・出産に関するテーマで講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を実施

②不妊・不育に対する支援

- ・不妊や不育に悩む方やその家族などに対して、不妊・不育専門相談センターで、専門のカウンセラーが相談に応じ、それぞれの状況に応じた助言などを行うとともに、不育症の検査費及び治療費を助成するなど、子どもを持ちたいと思う人がその希望を叶えられるようサポートします。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
不妊・不育専門相談センター	不妊カウンセラーや医師が不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を実施
不育症検査費・治療費助成事業	妊娠しても流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費及び治療費への助成を実施することにより、不育症のリスク因子を知って不安解消につなげるとともに、リスク因子に応じた治療を行い、出産に至るよう支援を実施

③産前・産後の支援

- ・母子健康手帳交付時に、助産師などの専門職がすべての妊婦と面談を行い、出産や子育てに関する不安や悩みを聴き、助言などを行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、産科医療機関などと連携した支援を行います。
- ・産婦の心身のケアや育児のサポートを行うとともに、助産師などが生後3か月ごろまでにすべての家庭を訪問し、親子の健康状態を把握しながら子育ての相談に応じるなど、育児不安が高まりやすい産後早期の支援の充実に取り組みます。
- ・家庭訪問や各種健診、おむつと安心定期便などにより、子育て世帯の不安や悩みを早期に発見し、医療機関や民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図りながら必要な支援につなぐなど、子育て世帯の孤立化を防ぎ、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
妊婦等包括相談支援事業	妊婦とその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報を提供するとともに相談に応じるほか、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施
妊婦のための支援給付(施策2再掲)	妊婦であることの認定及び妊娠している子どもの人数の届出に基づき経済的支援を実施
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、助産師や校区担当保健師などによる訪問指導を実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民に身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や親子歯科保健教室などの健康教育を実施
子育て安心サポート事業(施策5再掲)	民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
産後ケア事業	1歳未満の乳児と母を対象に、医療機関や助産所に宿泊もしくは日帰り、または自宅等に助産師が訪問し、カウンセリング等の心身のケア等を実施
産前・産後ヘルパー派遣事業	日中、家族等から支援が十分に受けられない妊娠中から出産後1年未満の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を援助することに加え、多胎児家庭には、外出支援を実施
おむつと安心定期便	子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等を届ける

④健康づくりと小児医療の推進

- ・妊婦健康診査の費用を助成し、妊婦と胎児の健康管理の充実・向上を図るとともに、疾病などの早期発見や予防などに取り組めます。
- ・出産後に母体の身体的機能の回復状況や授乳の状況確認、母親のメンタルケアなどを行う産婦健康診査を実施します。
- ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介などを行います。また、生まれつきの難聴を早期に発見し、早期療育につなげるため、すべての乳児を対象に、新生児聴覚検査の初回検査費用を助成します。
- ・保育所や幼稚園において、園児への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を図ります。

- ・乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期にあたるため、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- ・未熟児や小児慢性特定疾病児童などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実に取り組みます。
- ・福岡市立こども病院において、高度小児専門医療、小児救急医療、周産期医療を提供します。
- ・子どもの救急医療に関する広報・啓発を積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する小児科医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実に図るため、委託医療機関で健康診査や保健指導を実施
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康及び子どもの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施
乳幼児健康診査	4か月児、10 か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施するとともに、1歳6か月児、3歳児を対象に各区保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査及びその結果に基づく保健指導を実施するほか、母子手帳アプリにより医療機関・自治体・保護者での健診結果の即時共有を行い、乳幼児の健康管理の向上を図る
新生児聴覚検査事業	先天性難聴を早期に発見し、早期療育につなげるため、すべての新生児を対象に新生児聴覚検査費用を助成
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する園児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所及び幼稚園で歯科健康診査を実施
産婦健康診査	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、保健師等による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は子ども家庭支援員による支援を実施
保育所・幼稚園などでの食育の推進	保育所保育指針に基づき、保育所の特性を生かした食育が推進されるよう、給食献立の提供や実地監査等を通じた支援を実施
食育推進(施策6再掲)	「福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及・啓発を図る

名 称	概 要
未熟児養育医療	身体の発達が未熟(2,000g以下)な状態で生まれ、治療を要する乳児に対し、医療費を助成
小児慢性特定疾病児童に対する支援(医療費助成・自立支援事業)	18歳未満の児童が、特定の慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を助成するとともに、福岡市難病相談支援センターにおいて相談支援や情報提供を実施

【成果指標】

項目名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
4 か月児健診時アンケート調査		
育児に心配がある保護者の割合	13.6%	減少
育児は疲れると答えた保護者の割合	22.0%	減少
育児は楽しいと答えた保護者の割合	94.8%	増加

【事業目標】

項目名	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
プレコンセプションケア推進事業の利用率	19.6%	25%
不妊・不育専門相談センターの相談件数	775 件	800 件
おむつと安心定期便の登録率	93.9%	96%
おむつと安心定期便のスタンプ取得率	72.0%	86%
産婦健康診査の受診率	90.4%	98%
乳幼児健康診査の受診率	97.7%	98%

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)	指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数(人) 12,458 (R5年度末)	13,500	13,700	14,000	14,200	14,400
	確保方策	実施体制	市内の委託医療機関で実施				
妊婦等包括相談支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	見込み	面談実施回数(回) 47,331 (R5年度末)	54,000	54,800	56,000	56,800	57,600
	確保方策	面談実施回数(回) (こども家庭センター) 47,331 (R5年度末)	54,000	54,800	56,000	56,800	57,600
母子保健訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数(人) 12,005 (R5年度末)	12,400	12,500	12,800	13,000	13,200
	確保方策	実施体制	各区こども家庭センターの助産師等の専門職により実施				
産前・産後ヘルパー派遣事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用回数(回) 8,044 (R5年度末)	14,400	15,000	15,800	16,500	17,200
	確保方策	延べ利用回数(回) 8,044 (R5年度末)	14,500	15,100	15,900	16,600	17,300
産後ケア事業 (産後ケア事業)	見込み	延べ利用者数(人日) 6,043 (R5年度末)	14,100	17,500	21,200	26,300	28,900
	確保方策	延べ利用者数(人日) 6,043 (R5年度末)	15,000	17,800	21,700	26,800	29,900

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

【第5次計画における主な取り組み】

- 保育所の整備などにより保育の受け皿を確保し、2年連続で待機児童ゼロ(2023(令和5)年・2024(令和6)年の各4月時点)を達成しました。
- 保育士に対する奨学金の返済支援や家賃助成を実施し、保育所等における人材の確保を支援するとともに、保育支援者の配置やICT化にかかる費用の助成を行い、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組みました。
- 延長保育や休日・夜間の保育、一時預かり、病児・病後児デイケアを実施したほか、保育所等で障がいのある児童や医療的ケア児の受入れを行うなど、多様な保育ニーズに対応しました。
- 集団生活により子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消を図るため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を定期的利用できる「こども誰でも通園制度」について、利用時間を国の基準より大幅に拡充した「福岡市型」として試行実施しました。

【現状と課題】

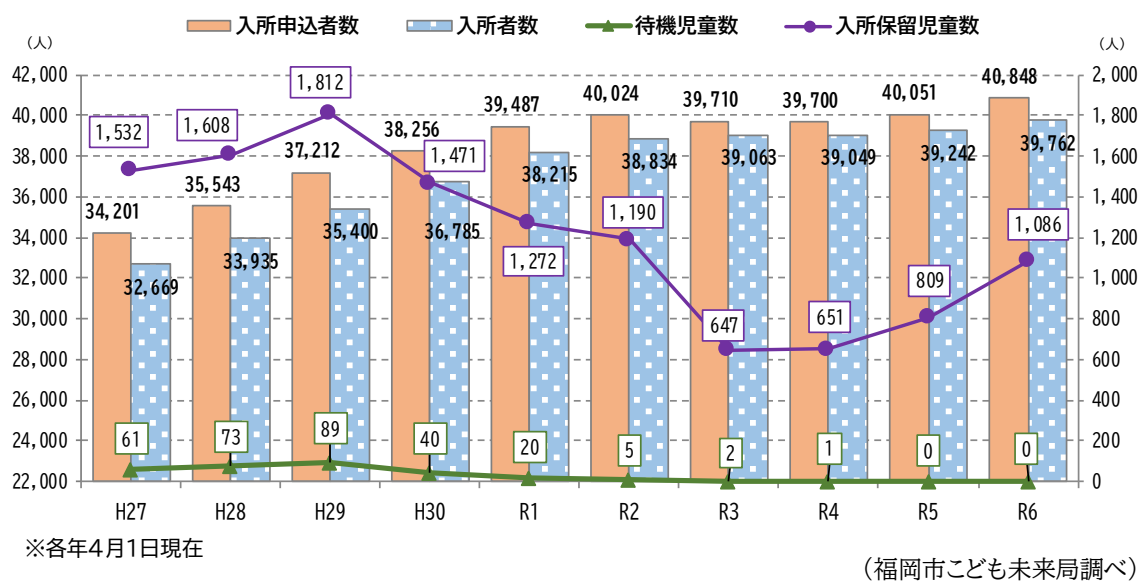
- ◆ 少子化が進行する中、共働き世帯の増加などにより、保育所等への入所申込数は増加傾向にあります。また、保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じている一方で、定員に対して空きのある施設もあります。
- ◆ 発達障がい児の増加などにより、保育所等を利用する障がい児が増加し続けています。また、延長保育や休日・夜間保育の利用児童数はコロナ下で減少しましたが、ライフスタイルの多様化などにより再び増加傾向にあります。
- ◆ 病児・病後児デイケアについては、2023(令和5)年度から県下一律に利用料が無償化された影響などにより利用が増加し、時期によっては利用しづらい施設も生じていることから、受け皿の確保が求められています。
- ◆ 様々な保育ニーズの増加・多様化への対応に加え、国において保育士配置基準の改善が進められていることもあり、全国的に保育人材が不足しており、保育人材の確保に向けた更なる取り組みが求められています。
- ◆ 保育所等における不適切保育や他都市では保育士による虐待などの事案も生じる中、教育・保育の質の向上が一層求められています。

【施策の方向性】

- 保護者のニーズに応じた支援を実施するため、教育・保育の提供や質の向上、多様な保育サービスの充実に取り組みます。また、関係機関とも連携を図りながら、それらを支える人材の確保に取り組みます。

【関連データ等】

○保育需要の推移



○病児・病後児デイケア事業の利用者数の推移(延べ人数)

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
29,634	11,686	19,805	21,740	36,866

(福岡市こども未来局調べ)

○特別支援保育事業の利用児童数

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
672	797	949	1,056	1,218

(福岡市こども未来局調べ)

【主な取組み】

①教育・保育の提供と質の向上

- ・保護者の教育・保育ニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保するとともに、企業主導型保育事業や幼稚園における3歳未満児受入れの促進など多様な手法により、保育の受け皿を確保します。
- ・保育所等の利用申込みを行ったものの、選考の結果、希望する施設すべてに入所ができなかった家庭に対しては、各区子育て支援課が周辺の空きのある施設の提案や斡旋を行うなど、きめ細かな調整を行います
- ・保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などにおいて、子どもが生涯にわたり生きる力の基礎を育むため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。また、保育中の事故防止対策や、性被害防止対策を推進します。
- ・認可外保育施設については、保育の内容の充実や子どもの健康、安全の確保に取り組めます。
- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、保育現場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施などに取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
- ・教育・保育の質の向上や人材の確保に向けて、業務改善や職員の負担軽減に積極的に取り組んでいる施設の好事例を市内他施設と共有し、職員が長く働ける職場環境づくりを推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
保育提供体制の整備	地域の保育需要に応じ、既存保育所の増改築などにより、保育の受け皿を確保
幼稚園3歳未満児受入れ促進事業	幼稚園において3歳未満児の保育を実施することにより、保育の受け皿を確保
保育所等における安全対策事業	保育所等に対し、保育中の事故防止対策の推進を目的に、睡眠中の事故防止及び園外活動中の見守りなど子どもの安全対策に資する機器導入費用を助成
保育所等の設備等導入支援事業(性被害防止)	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策にかかる費用を助成
保育所職員等研修事業	保育の質の向上を図るため、保育に必要な専門的知識や技術を取得できるよう、新人や中堅、ベテランに区分した保育士研修、園長研修等を実施

②多様なニーズへの対応

- ・延長保育、休日・夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、子どもショートステイ、ベビーシッター派遣など、多様な保育サービスについて、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、受け皿の確保などに取り組みます。
- ・集団生活における子どもの成長を促進し、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を実施するため、「こども誰でも通園制度」の充実に取り組みます。
- ・育児不安や育児疲れなどによる養育困難の深刻化を防ぐため、子どもショートステイについて、里親等による支援の拡充などにより、ニーズに応じた利用枠の確保を進めるとともに、里親支援センターによるマッチングなどに取り組みます。(施策10再掲)
- ・医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対する保育サービスの提供体制の充実に努めるなど、特別支援保育を推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
延長保育(時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の利用時間を超えて保育が必要な場合の保育ニーズに対応
休日や夜間の保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育ニーズに対応
病児・病後児デイケア事業	子どもが病気やその回復期にあつて、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感の軽減を図る
幼稚園の預かり保育	幼稚園において、在園児を対象に、通常教育時間を延長して預かり保育を実施
子どもショートステイ(施策10再掲)	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
ベビーシッター派遣事業	生後8週間経過後で、一時的に乳児の保育を必要とする場合に、ベビーシッター派遣費用の一部を助成
「福岡市型」こども誰でも通園制度	保護者の就労要件等に関わらず、生後6か月から2歳児を対象に、保育施設等での定期的な預かりを実施
特別支援保育	保育施設において、障がいや医療的ケアなど特別な支援を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修等を実施
医療的ケア児保育	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えるとともに、民間保育所等での受入れにかかる看護師雇用費を助成

③保育人材の確保

- ・保育士を安定的に確保するため、就職のあっせんや就職支援研修会などを実施するほか、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士⁶の就職支援などに取り組みます。また、指定保育士養成施設に通学する学生への就職支援・相談会などを実施します。
- ・安定的な人材確保に加え、保育士の就労継続を支援するため、就労の悩みなどに対応する相談窓口を開設するとともに、就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みます。また、保育補助者や保育支援者の配置費用の助成などに加え、保育所等におけるICT化の推進や働き方改革の支援を通じて、保育士の負担軽減を図ります。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などを実施
保育士の人材確保事業	保育所の勤務環境の改善を図るとともに、潜在保育士の掘り起しにより、保育士の人材確保を強化
保育士就労継続支援事業	保育士の就労継続を支援するため、専門職による相談窓口を設置し、現役保育士の就労関係等の悩みに対応するとともに、研修を通じて、各施設における働き方改革の取組みを支援
保育士奨学金返済支援事業補助金	就職促進及び離職防止を図るため、市内保育所に勤務する正規保育士のうち、奨学金を返済する保育士に対して、返済額の一部を助成
保育士家賃助成事業補助金	就職促進及び離職防止を図るため、市内保育所に勤務する正規保育士に対して、家賃を助成
私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所並みの預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施
保育補助者雇用費助成事業	保育士の負担軽減と潜在保育士の職場復帰の促進を図るため、保育所等に対し、保育補助者の雇用費を助成
保育体制強化事業	保育所等に児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置費用を助成し、児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る
子育て支援員等研修事業	地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等で働く人材を確保
保育所等におけるICT化推進等事業	保育士の業務負担の軽減や保育人材の確保を図るため、保育所等に対し、保育業務のICT化推進のための費用を助成

⁶ 潜在保育士 保育士資格を有する未就業者のこと。

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
待機児童数	0人 (R5年度当初)	0人
福岡市における保育士の平均勤続年数	6.5年	上昇

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
保育士の研修の参加者数	4,258人	4,500人
保育士・保育所支援センターの求職票登録人数に対する就職成立割合	29.50%	35%

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
延長保育 (時間外保育事業)	見込み	利用者数(人)	7,678 (R5年度末)	11,910	11,810	11,780	11,810	11,960
	確保方策	利用者数(人)	7,678 (R5年度末)	11,910	11,810	11,780	11,810	11,960
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(幼稚園型))	見込み	延べ利用者数(人日)	549,069 (R5年度末)	674,000	664,000	655,000	654,000	667,000
	確保方策	延べ利用者数(人日)	549,069 (R5年度末)	674,000	664,000	655,000	654,000	667,000
一時預かり事業 (一時預かり事業(幼稚園型を除く))	見込み	延べ利用者数(人日)	27,982 (R5年度末)	29,300	29,100	29,000	29,100	29,400
	確保方策	延べ利用者数(人日)	37,600 (R5年度末)	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
病児・病後児デイケア事業 (病児保育事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	36,866 (R5年度末)	38,800	40,000	41,000	42,000	43,000
	確保方策	延べ利用者数(人日)	36,866 (R5年度末)	41,000	41,000	41,000	43,000	43,000
		実施施設数(か所)	21 (R5年度末)	23	23	23	24	24
			委託機関併設型施設数					
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	—	50,570	52,130	53,170	55,250	57,330
	確保方策	延べ利用者数(人日)	—	52,130	53,690	54,730	56,290	57,330

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

【教育・保育の量の見込みと確保方策(全市)】

	現状値(R6年度)				R7年度				R8年度			
	学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
年齢	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
見込み (必要利用 定員総数(人))	13,502	42,032			13,404	42,607			12,644	42,865		
		23,055	16,211	2,766		22,917	16,088	3,602		22,595	16,627	3,643
確保方策(人)	13,502	23,607	15,648	4,718	13,404	23,627	16,304	4,718	12,644	23,627	16,816	4,718
	R9年度				R10 年度				R11 年度			
	学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
年齢	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
見込み (必要利用 定員総数(人))	11,901	43,345			11,457	44,047			11,293	45,261		
		22,255	17,376	3,714		22,340	17,922	3,785		22,861	18,565	3,835
確保方策(人)	11,901	23,627	17,383	4,718	11,457	23,627	17,922	4,718	11,293	23,627	18,565	4,718

※行政区を「提供区域」として設定する。

【教育・保育の量の見込みと確保方策(提供区域別一覧)】

提供区	区分	R6年度(実績)				R7年度				R8年度				R9年度				R10年度				R11年度					
		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり			
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳
東区	量の見込み	2,762	5,312	3,623	608	2,741	5,280	3,594	791	2,586	5,206	3,713	800	2,434	5,127	3,881	816	2,343	5,147	4,003	831	2,310	5,267	4,147	842		
	確保方策	2,762	5,421	3,414	1,022	2,741	5,421	3,594	1,022	2,586	5,421	3,713	1,022	2,434	5,421	3,881	1,022	2,343	5,421	4,003	1,022	2,310	5,421	4,147	1,022		
博多区	量の見込み	1,371	3,533	2,532	472	1,361	3,511	2,512	614	1,283	3,462	2,599	621	1,208	3,410	2,715	633	1,163	3,423	2,801	645	1,146	3,503	2,901	654		
	確保方策	1,371	3,491	2,456	780	1,361	3,511	2,547	780	1,283	3,511	2,628	780	1,208	3,511	2,715	780	1,163	3,511	2,801	780	1,146	3,511	2,901	780		
中央区	量の見込み	1,594	2,247	1,739	294	1,582	2,233	1,725	382	1,492	2,202	1,784	387	1,404	2,169	1,864	394	1,352	2,177	1,923	402	1,333	2,228	1,992	407		
	確保方策	1,594	2,295	1,691	558	1,582	2,295	1,758	558	1,492	2,295	1,813	558	1,404	2,295	1,864	558	1,352	2,295	1,923	558	1,333	2,295	1,992	558		
南区	量の見込み	2,445	3,588	2,618	463	2,427	3,566	2,598	602	2,289	3,516	2,686	609	2,155	3,463	2,806	621	2,074	3,476	2,894	633	2,044	3,557	2,998	641		
	確保方策	2,445	3,654	2,463	736	2,427	3,654	2,630	736	2,289	3,654	2,712	736	2,155	3,654	2,806	736	2,074	3,654	2,894	736	2,044	3,654	2,998	736		
城南区	量の見込み	1,348	1,692	1,188	182	1,338	1,681	1,178	237	1,262	1,658	1,217	239	1,188	1,633	1,272	244	1,143	1,639	1,312	249	1,127	1,677	1,359	252		
	確保方策	1,348	1,755	1,131	327	1,338	1,755	1,180	327	1,262	1,755	1,217	327	1,188	1,755	1,272	327	1,143	1,755	1,312	327	1,127	1,755	1,359	327		
早良区	量の見込み	2,312	3,135	2,181	385	2,295	3,116	2,163	501	2,165	3,072	2,234	507	2,037	3,026	2,335	516	1,961	3,037	2,408	526	1,933	3,108	2,495	533		
	確保方策	2,312	3,147	2,217	636	2,295	3,147	2,241	636	2,165	3,147	2,307	636	2,037	3,147	2,342	636	1,961	3,147	2,408	636	1,933	3,147	2,495	636		
西区	量の見込み	1,670	3,548	2,330	362	1,660	3,530	2,318	475	1,567	3,479	2,394	480	1,475	3,427	2,503	490	1,421	3,441	2,581	499	1,400	3,521	2,673	506		
	確保方策	1,670	3,844	2,276	659	1,660	3,844	2,354	659	1,567	3,844	2,426	659	1,475	3,844	2,503	659	1,421	3,844	2,581	659	1,400	3,844	2,673	659		
市	量の見込み	13,502	23,055	16,211	2,766	13,404	22,917	16,088	3,602	12,644	22,595	16,627	3,643	11,901	22,255	17,376	3,714	11,457	22,340	17,922	3,785	11,293	22,861	18,565	3,835		
	確保方策	13,502	23,607	15,648	4,718	13,404	23,627	16,304	4,718	12,644	23,627	16,816	4,718	11,901	23,627	17,383	4,718	11,457	23,627	17,922	4,718	11,293	23,627	18,565	4,718		

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

【第5次計画における主な取り組み】

- 各区にこども家庭センターを開設し、関係機関や専門職員が連携を図りながら、すべての妊産婦や子ども、子育て家庭からの相談に応じ、必要なサポートを行う体制を構築しました。
- 乳幼児の親子が気軽に訪れ、自由に遊ぶことができる「子どもプラザ」を市内14か所で運営し、子育て支援コンシェルジュを順次配置するなどにより、子育ての不安や悩みなどの相談に応じるとともに、様々な情報提供を行いました。また、より身近な地域で相談支援や情報提供を実施できるよう、「地域子育て相談窓口」を公立保育所や子ども食堂、子育て交流サロンなどに設置しました。
- 地域の身近な相談相手である民生委員や児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や不安の軽減を図る子育て安心サポート事業を開始しました。
- こども総合相談センター（えがお館）の24時間電話相談において、子どもや子育て中の保護者の不安や悩みなどを受け付けたほか、気軽に相談できるようSNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を開始しました。
- 市の子ども関連情報を一元的に発信するホームページ「ふくおか・子ども情報」を運営するとともに、様々な情報を簡潔にまとめた冊子「ふくおか子育て情報ガイド」を妊娠届出時などに配布しました。また、SNSを活用し子どもの月齢や年齢に応じた支援情報などを配信するとともに、24時間利用できるチャットボットの運用、市政だよりなど、様々な媒体を活用した情報提供を行いました。

【現状と課題】

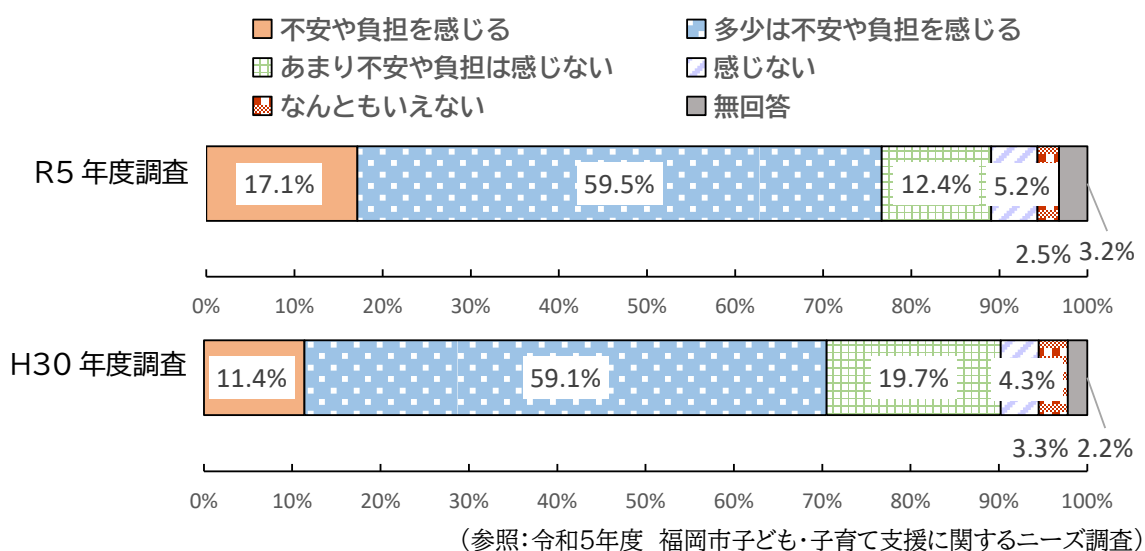
- ◆ 2023（令和5）年度に実施した市の調査によると、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しており、その要因として、他都市からの流入人口が多い本市の都市特性や地域のつながりの希薄化のほか、コロナ下において保護者同士の交流機会が減少した影響などもあると考えられます。
- ◆ 子育ての悩みは、しつけ、食事・栄養、病気、発育・発達、教育など様々であり、身近な相談相手がいらない人が増えていることや、インターネットの普及により様々な情報があふれていることに加えて、赤ちゃんに触れ合った経験がある人が減少するなど、家庭などで子育てについて学ぶ機会が減少していることも一因と考えられます。
- ◆ 保護者から、子育てに関して様々な相談窓口が開設されているものの、悩みをどこに相談すれば良いか分からない、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声があります。

【施策の方向性】

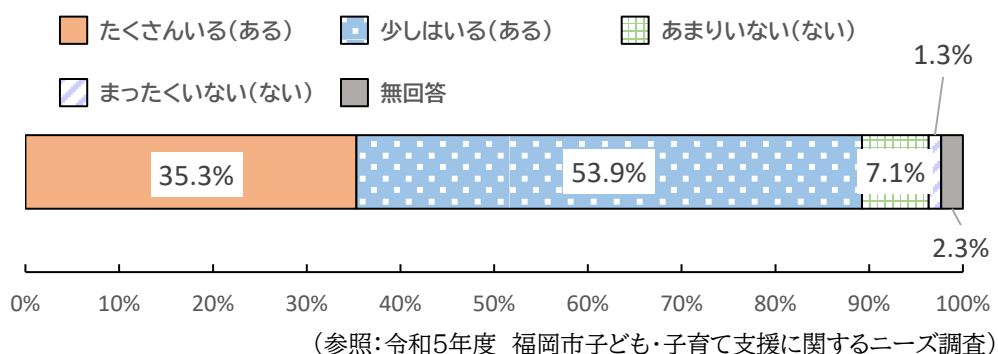
- 妊婦や保護者が抱える不安や悩みの早期発見・早期解消に向けて、身近な相談窓口や交流・学びの場の充実を図るとともに、地域で子どもを育む環境づくりを進めます。また、支援を確実に届ける観点から、情報提供の充実に取り組みます。

【関連データ等】

○子育てに対する不安や負担(乳幼児の保護者)

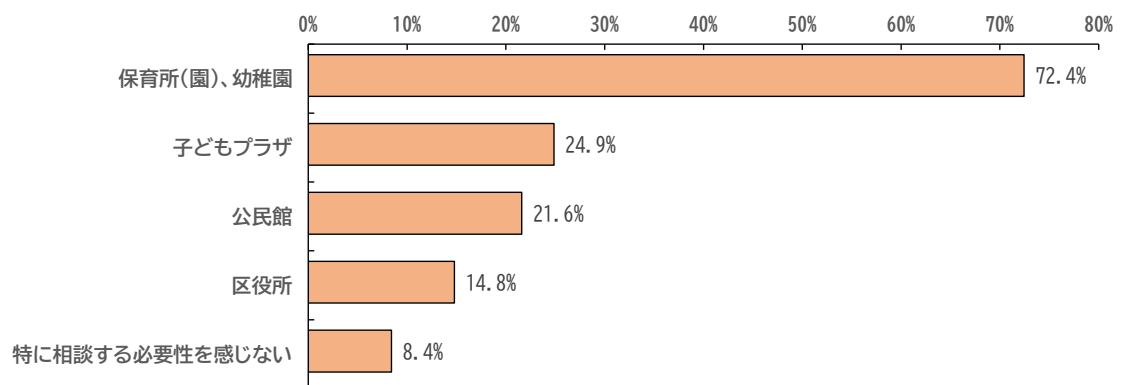


○子育ての相談相手の有無(乳幼児の保護者)



○子育て相談で立ち寄りやすい身近な場所(乳幼児の保護者)

(あてはまるものすべて選択) ※上位5つを抜粋



【主な取組み】

①身近な相談窓口や交流・学びの場の充実

- ・各区こども家庭センターの運営や、子育て中の保護者が気軽に立ち寄れる場所への相談窓口の増設など、相談支援体制の充実に取り組むとともに、24時間の電話相談やSNS、GIGAスクール端末を活用した相談事業を実施します。
- ・子育ての悩みを気軽に相談でき、乳幼児親子の交流の場である子どもプラザの増設を検討するとともに、子育て支援コンシェルジュによる相談支援や情報提供を行います。
- ・各区保健福祉センターや子どもプラザにおいて、子育て家庭を対象とした相談事業やしつけに関する教室・講座を実施するなど、家庭の子育て力の向上に取り組みます。
- ・公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に取り組みます。
- ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活や基本的な生活習慣、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
こども家庭センター	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
地域子育て相談窓口	子育て世帯が気軽に立ち寄れる身近な場所に相談窓口を設置・運営
24時間電話相談	子どもや保護者等からの子育てに関する様々な悩み等の電話相談に専門の相談員が24時間対応
SNS相談事業(施策10再掲)	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施
子どもプラザ事業	地域における子育て支援の拠点として、乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ自由に遊ぶことができる子どもプラザを運営
子育て支援コンシェルジュ	区役所や子どもプラザに子育て支援コンシェルジュを配置し、子育ての相談に応じるとともに、個々のニーズに合った教育・保育サービスなどの情報提供を実施
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる保護者を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催
区子育て支援推進事業(施策10再掲)	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流等を支援

②地域で子どもを育む環境づくり

- ・地域のボランティアによる見守りのもと、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる子育て交流サロンの開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- ・子育て交流サロンを運営し見守る子育てサポーターの養成や、リーダー向けの研修会・交流会の開催、地域の保育所や学校、児童委員・民生委員などの情報交換を行うなど、様々な人が子どもや子育て家庭に関わり、地域社会全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。
- ・民生委員・児童委員による乳児がいる家庭への訪問活動や情報提供などを行います。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における子育ての相互援助活動を推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
子育て交流サロン(地域子育て交流支援事業)	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館などを活用して、乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルなど地域における子育て支援の活動を支援するほか、地域の保育所や小学校、児童委員・民生委員との情報交換を行い、連携を図る
子育て安心サポート事業	民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援情報の提供などを実施
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進

③情報提供の充実

- ・市のホームページや冊子、SNSなど様々な媒体を活用し情報発信を行うほか、SNSを活用したプッシュ型の情報提供や、AIなど新たな技術を活用した情報提供に取り組みます。また、妊婦や乳幼児の保護者に対しては、母子健康手帳アプリ「母子モ」を活用し、乳幼児の発達段階に応じた育児・健康に関する情報を提供します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
子ども情報提供	ホームページやSNS、冊子などを活用し、子どもや子育てに関する様々な情報を分かりやすく市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある乳幼児保護者の割合	89.2%	95%

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
市ホームページ「ふくおか子ども情報」のアクセス数	177,749pv	300,000pv

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
子どもプラザ (地域子育て支援拠点 事業)	見込み	利用者数(人回/月)	11,846 (R5年度末)	13,700	15,100	16,500	17,900	19,300
	確保方策	箇所数	14 (R6年度末)	14	16	18	20	22
子育て支援コンシェルジュ (利用者支援事業 基本型・特定型)	見込み	箇所数	14 (R6年度末)	15	19	23	27	29
	確保方策	箇所数	14 (R6年度末)	15	19	23	27	29
こども家庭センター (利用者支援事業)	見込み	箇所数	7 (R6年度末)	7	7	7	7	7
	確保方策	箇所数	7 (R6年度末)	7	7	7	7	7
地域子育て相談窓口 (利用者支援事業)	見込み	箇所数	13 (R6年度末)	23	29	33	39	41
	確保方策	箇所数	13 (R6年度末)	23	29	33	39	41
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援 事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	13,916 (R5年度末)	13,700	13,500	13,400	13,300	13,300
	確保方策	延べ利用者数(人日)	13,916 (R5年度末)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

